

# 明治期豪農の研究

福田はぎの

はじめに

一、中澤家における土地所有の性格

二、中澤家における経営の性格

(1) 経営変化と分家

(2) 蚕種業者と養蚕業

(3) 地方名望家的家経済の動向

三、蚕種業部門の盛衰

(1) 在地販路の限界と遠隔地化

(2) 経営諸要因の実態

a 世代交替と雇用労働力

b 衰退の諸要因

四、商業的農業の「分立」と同族・部落組織

(1) リンゴ栽培の展開

(2) 中澤家と同族・部落組織

五、むすびにかえて——小括と展望——

はじめに

明治期豪農に関するこれまでの研究史を省みると、次のような問題系譜に整序することができるように思われる。<sup>(1)</sup>まず第一は地主制研究の系譜があげられる。ここではとくに、商人資本優位のもとに地主・小作関係の創出に帰結する日本近代成立過程の農民層分解の特定の形態において、一定の「ブルジョアの発展」を示しながらも終局的には寄生地主へと「上昇・転化」<sup>(2)</sup>していく富農の過渡的形態として豪農が取上げられた。<sup>(3)</sup>「手作り地主から寄生地主へ」というシェーマが現われるのもこの問題の文脈裡においてである。第二には日本における「近代的」生産力の存在形態をめぐる問題領域であるが、これは第一の系譜と直接かわりながら豪農概念をより深めるかたちで進められた研究と、第一の系譜に対して相対的に独自の方法的立場から豪農をより実態的に追究するものを含んでいる。

日本近代化の時代的淵源を近世前期にまでさかのぼり幕藩体制下の農民層分解過程で輩出される豪農に「近代的進化」の方向を見出し、その「生産者型的発展」の限界<sup>⑧</sup>特質を「日本農村社会に対する把握のしかたをとり入れて」展開する試みを提起したのは藤田五郎氏であった。その方法は第一の系譜と直接にかかわる一方で、豪農の「生産力的性格」をいわば社会構造論的立場から捉えようとしたという意味で独自のである。しかし主たる対象が農村工業におかれていたため、明治以降の資本主義工業の発展に対しては必ずしも積極的な論点提起にはならず、半面で資本主義の発展に対応していかざるをえない農業と農村社会の歴史具体的研究に対しても問題提起にとどまっていたといえよう。

一方明治期については生産力のこうした社会構造論的把握とはまったく別の立場で生産力発展の主體的担い手を思想的に追求した豪農研究がある。ここでは豪農が担う生産力も農業と工業に区別され、また理論的にも区別する試み——豪農の類型論<sup>⑨</sup>——がなされている。さらに豪農論として、明示的に展開されない場合も含めて、幕末から明治にかけての生産力主体を技術史的に深めた研究も第二の系譜に加えることができる。

豪農に関するこうした諸論点（地主制史、社会関係史、思想史、技術史）の存在は、それ自身が豪農の実体の多面性を示している。しかしながらこの実体に依拠して、これまではややもすれば一面的な追究にとどまっていたという傾向も否めないであら

う。また明治期以降の農業史研究の成果を加えてみるならば、旧型富農<sup>⑧</sup>程<sup>⑨</sup>や自作地主論も客観的には豪農論と接合しうる側面をもっており、この意味では事実上さらに多岐にわたる実態的理論的把握がなされてきたわけである。しかしそれにもかかわらずそれらは豪農論としての統一的な展開方向を示すには至っていない。このことは、日本近代化の「下から」の主體的担い手として豪農を指定した成果が必ずしも有効に継承されていないことを示している。

こうした豪農論におけるある種の停滞が生ずるひとつの理由は、第一の系譜による豪農の「過渡性」把握自体が元来、明治期以降の大地主の形成と政治的にも地主体制が定立される実態との関連（上昇転化論）でなされていたのであり、したがって地主体制が確立すればもはや特定の社会階層としては基本的な意味をもたないという理論的枠組下で「豪農論」が展開されてきた点に求められると思われる。しかし豪農のすべてが「上昇転化」したわけではなく、むしろ実際には地域的にも明治後期にかけてかなり広範囲にわたって見出される。この豪農を第一の系譜の立論では「残存」としてのみ把握することとなり、その意義を第二の系譜の成果との関連で検討する方法意識も希薄なものとならざるをえない。また何よりも明治期農村における豪農の意義とその固有の歴史的限界性を追究する視点が失われがちである。

そこで本稿では豪農のもつ如上の多面性に注目しながら、北

信地方更級郡（現在長野市）において幕末以来蚕種業を営む豪農中澤家を対象に、一八九〇年代から一九〇〇年代の展開とその推転の実態を検討することを通じ、その意義と固有の限界性を考察する。

あらかじめ幕末期に至る当地の蚕種業を一瞥しておくとして「蚕種本場は結城より安永の頃奥州伊達信夫地方に移り天保の頃伊達信夫地方より信州に移る。幕末期以降上田を中心とする千曲川流域地方（更級郡もこれに属する）に蚕種業は特に発達するが、これに従事する者は養蚕に熟達した豪農が多く、彼らは「栽桑・育蚕の農業労働過程をおこなう生産者であるとともに同時に蚕種商人をも兼ねて商品流通面をも支配し、強力なギルドを組織し、遠く県外に進出し販路を開拓している」。生産者であり、商人であり、かつ地主でもある中澤家は明治以降も近代養蚕業の先進地にあつて蚕種業者固有の豪農的展開を示す。それは「所有と経営の未分離」を特徴としており、かつこの土台には社会関係と思想が構造的に組込まれている。豪農の多面性も中澤家においていわば立体的に把握しようものと思われる。

(1) 豪農という用語は概念規定の厳密化の程度に、またニュアンス的にも論者間にかなり差違がある。したがって以下の二区分も必ずしも截然としたものではない。また論者によっては双方の系譜に属す場合もある。

(2) 地主制研究の系譜においても必ずしも統一的な見解があるわけではない。しかし代表的なものとして大石嘉一郎『日本地方財政

## 明治期豪農の研究

史序説』一九六一年とくに二二三～二二五頁および「豪農論」（塩沢君夫・後藤靖編『日本経済史』一九七七年所収）がある。また地主制研究における豪農論の位置に関しては安孫子麟「寄生地主制論」（歴史学研究会日本史研究会編『講座日本史9日本史学論争』一九七一年所収）を参照。

(3) このシェーマの実証的研究としては山口和雄「増補明治前期経済の分析」一九八〇年復刊第四章、木戸四郎『明治維新の農業構造』一九六〇年第四章。

(4) 藤田五郎『日本近代産業の生成』（著作集第一巻）一三三頁。ただしこうした把握方法について藤田氏自身は近代資本主義生成の問題に対する「経済構造的立場」としている。同氏の見解についてはほかに『近世封建社会の構造』（著作集第三巻）『封建社会の展開過程』（著作集第四巻）を参照。また同氏のここでのいう第一の系譜における位置については安孫子前掲論文を参照。

(5) とくに傳田功『近代日本経済思想の研究』一九六三年および『豪農』一九七八年。ここでは次にあげる技術論的問題にも言及がある。

(6) 春日豊「日本の近代化における観業型豪農の位置と性格」（『歴史学研究』第四三五号、一九七六年）参照。

(7) 斎藤之男『日本農学史』第五章（一九六八年）。

(8) 陣坂衆三『日本農業問題の展開 上』一九七〇年、第二章。ここでは明治二〇～三〇年代において「土地所有と経営を拡大した」（九六頁）旧型富農の一定の成長が指摘されており、この旧型富農は「豪農層」（同氏は括弧付きで用いられている）との概念上の区別は必ずしも明瞭でないが、土地所有よりも農業経営に即した概念

であると思われる。

(9) 綿谷社夫「資本主義の発展と農民の階層分化」（東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』一九五九年所収）。ここでは明治後期にかけての生産力担当層の移行が問題とされ、「地主手作型自作大農」（前期の担当層）の寄生地主化により「リーダークラスがひとつ下の層へ移行」し、この階層は「寄生化の傾向から置きざりにされた自作地主と自作中農から上昇したものと構成され」「なお地主的性格をもった自作大農にぞくするが、かつての地主手作型のものよりは貸付地所有が少なく、より家族労働本位の経営であった」（二〇頁、傍点は筆者）。この明治後期の生産力担当層は「残存」する豪農とも重なる部分があるであろう。ただし暉峻氏の旧型富農とともにより経営に即した概念であるといえよう。

(10) 『信濃蚕糸業史』中巻九頁。

(11) 「長野県養蚕業史」（農業発達史調査会編『日本農業発達史5』所収）五三八頁。

### 一、中澤家における土地所有の性格

中澤家の所有地は、明治二六年において村内に地価総額で約三千七百円、面積では八町一反余あり、これに加えて隣村分が地価で四五〇円余（推計、面積不明）存在する（表1）。村内所有地のうち自作地が三町弱、小作地は五町強である。はじめにこれら自小作別所有地の一八九〇年代の動向に基づき、中澤家を土地所有の側面から検討しておこう（なお以下で言及する所有畑畑のやや細部にわたる動向は一筆ごとの場所および移動等を検討した結

表1 中澤家の所有地価金と面積（明治26年）

	地 価 金	面 積
	円	畝 歩
自作地計	1369.5	290.08
田	1106.1	198.20
畑	199.6	73.13
宅地	63.8	18.05
小作合計	2324.4	523.17
田	1906.9	374.28
畑	318.1	120.09
宅地	99.4	28.10
村内合計	3693.9	813.25
村外合計(注)	453.9	—

注) 村外は明治29年の推計、面積不詳(資料)「田畑宅地自作小作別調」

果である。

まず自作地であるが(表2)、ここでは水田での減少と畑での増加という、田畑間に対照的な変化がある。変化の端緒的位置を占めるのは二六年の分家創設で、その時自作地から田五反弱と畑九畝の分地が行われる。ほかに小作地からも田二反弱と畑

表2 自作地の動向

		明治 26 年	明治 27 年	明治 29 年	
明治期豪農の研究	村内	田	151. 23	151. 23 { 61.03耕作 35.17休田 40.21小作地 4.07蚕室 2俵半 試作 田とも	
		畑	64. 12		66. 29 { 12.19畑 51.19桑畑 2.21 // (宅 地からの追加分)
		宅地	12. 25		
	村外			71. 05 { 9.02桑畑 (小島田村) 62.03河原桑 畑	

(資料) 明治26、27年は表1と同じ、29年は「水田及休田調」「桑畑調」

一反が分与されているが、主たる部分は自作地、それも水田が中心となっている。これに関する経営上の変化については次章に譲るが、分家創設は本家所有地の減少、とくに自作水田の減少(二町一・五町)をもちいたとも、その後の中澤家(本家)における水田自作地縮小傾向と一定の連続性を持っている。二九年の自作地は六反余が耕作されているにすぎず、四反余は小作地に切替えられ、また四畝の水田が潰され蚕室敷地拡張(二六年の分家では蚕室の一部が新居に当てられた―後半移転―ため、この拡張はこれを補ったものである)に振向けられた。また三・五反余が休田になっており、当家の水田自作地縮小傾向は分家以降も続き、それが一時的にせよ手余り地を発生するに至っている。

一方、自作畑は拡大傾向にあり、これがほぼ明瞭に把握されるのが二九年である。分家と一部分小作地化(二七年)による減少を経て、同年の自作畑は若干の村内増加分と隣村の一反弱および河原六・二反を加えて一・三町余になる。このうち宅地周辺の一反余を除くとすべてが桑畑であり、翌年も二・四反余の河原桑畑が付加されている。また三三年には隣村居住者からも購入(三八一円)しており、水田自作地の縮小の一方で桑畑拡大が進展している。

この間の桑畑拡大は、それがとくに河原川千曲川河川敷への進出であった点特徴である。この土地は相対的には劣等地(反当地価が既存自作畑三〇円前後に対して十三円から二〇円)であり、

小 計 [桑 栽培面積]		小作地率(%)		畑地率(%)
		田	畑	
町	町			
3847.9 (100)	[ 802.0( 80)]	37.6	44.9	50.5
4511.2 (117)	[ 826.1( 82)]	44.4	44.4	54.5
3899.4 (101)	[ 929.3( 93)]	41.9	35.0	50.9
3854.7 (100)	[1002.2(100)]	45.1	32.6	50.3
3846.2 (100)	[1027.0(102)]	46.0	32.7	50.3
4300.9 (112)	[1225.3(122)]	45.9	34.2	51.3
4293.6 (111)	[1277.1(127)]	45.6	36.0	51.3
4345.0 (113)	[1390.0(139)]	45.7	35.9	51.6
4448.1 (115)	[1400.4(140)]	45.2	35.8	52.1
4431.1 (115)	[1447.5(144)]	44.8	34.9	52.1

立教経済学研究第三九卷三号(一九八六年)

「開墾費一八円六三銭」(「金銭出入帳」)の支出をともなっているため新開地も含まれている。このような河原進出は、経営的に租税軽減効果も見込まれるが、それ以上に自家の桑畑が専ら蚕種業に結びついていることが関係している。つまり河原は糸取用繭とは対照的に、採種用繭にとってはむしろより適的な桑の育成条件を提供する。この意味では河原畑取得は、自家蚕種業の発展へ向けて一層有利な条件を整備することを目的としていたとみられる。

しかし他面での進出を周辺地域の動向との関連で把えておくことも重要である。それは河原桑畑がとくに新開地 $\parallel$ 耕境の動向を含まれていたことにかかわる。この点に関し更級郡の畑地の動向をあわせてみていくことにしよう。同郡の畑面積の拡大は水田に比べてより顕著であるが、それは桑畑の拡大に負うところが大きい(表3)。一方を山間部に接し二方を千曲川と犀川に接するという同郡の地理的狀態において、桑畑拡大のうちには当然中澤家にみられた河川敷への進出事例が含まれていたと考えられる。そしてこうした桑畑拡大こそ農民間の養蚕業の発達 $\parallel$ 桑葉需要の増大のなかで引起こされているのであり、同時に既存の畑地内での新規桑畑獲得が困難化している事態も予測される。

その場合、桑畑拡大を志向する個別経営のうちには自作地主層も多く含んでいたであろう。同郡の小作地率は水田の四五%に対し、畑では三五%にとどまる。小作地率の明治一〇年代と

表3 田畑別自・小作面積と小作地率

	田			畑	
	自作	小作	小計	自作	小作
	町	町	町	町	町
1884年	2351.4(113)	1418.2( 83)	3769.6( 99)	2119.4( 82)	1728.5(138)
85	2098.7(101)	1672.6( 98)	3771.3( 99)	2509.1( 97)	2002.1(159)
86	2185.2(105)	1579.0( 92)	3764.2( 99)	2534.1( 98)	1365.3(109)
87	2087.5(100)	1714.5(100)	3802.0(100)	2598.1(100)	1256.6(100)
88	2046.5( 98)	1746.4(102)	3792.9(100)	2588.0(100)	1258.2(100)
89	2212.0(106)	1878.8(110)	4090.8(108)	2830.9(109)	1470.0(117)
90	2216.8(106)	1859.8(108)	4076.6(107)	2749.0(106)	1544.6(123)
91	2211.2(106)	1862.5(109)	4073.7(107)	2786.5(107)	1558.5(124)
92	2238.2(107)	1844.7(108)	4082.9(107)	2855.5(110)	1592.6(127)
93	2247.1(108)	1825.4(106)	4072.5(107)	2886.6(111)	1544.5(123)

注) 明治16 (1883) 年以前および27 (1894) 年以降は自小作別の統計がない。  
 (資料) 『長野県統計書』

明治期豪農の研究

二〇年代の間の傾向的变化としては、水田ではいわば順当に上昇するが畑はその逆である。こうしたなかで自作畑面積の増加分は二〇年代半ばにかけて三〇〇町近くとなっており、小作畑のそれをわずかが上回っている。また桑畑には約四五〇町の増加があり、小作地の増加分ではそれはとうてい埋尽されない。桑畑における自作傾向を地域的動向として把握することができる。そしてこれを自作地主層に即してみれば「土地取上げ」(中澤家で一部窺われる)もさることながら、彼らはその社会的経済的優利性から耕境拡大の機会を一層容易に利用する立場にあり、かつ実行した。少くとも中澤家の事例はこれを示しているといえよう。

つづいて小作地についてであるが、まず畑地の場合、拡大が一定の限界に達している(表4)。同時期を通じ、村内で新規に取得したのは二・六反にとどまり、逆に三反余の減少がある(分家分与地を除く)。この減少分のうち居宅附近の五畝は自作地に切替えたものである(「土地取上げ」か)。また村外(隣村)小作畑も減少している。自家桑畑の拡大志向が小作畑のこうした停滞と表裏の関係にあることは明らかであるが、他面で周辺桑畑を中心に畑地移動における流動性が相対的に鈍化している事態も推察可能である。すなわち先述の桑畑自作化傾向は、養蚕業の発展にともなう農民経営における畑地所有要求の強化と結びつくものであり、それが自作地主の小作地取得行動にも一定の阻止的作用を及ぼしていると考えられる。実際に中澤家の小作

表4 中澤家小作地の推移

		村 内				村 外		
		筆数	面積 畝 歩	小作租 俵斗升	小作人数 人	小作租 俵斗升	小作人数 人	
田	明治24年	48	363.04	163.42	31	6.43	2	
	26年 {	分家前	52	374.28	168.28	34	—	—
		分家後	51	357.22	160.08	33	—	—
	27年	54	376.23	168.39	34	—	—	
	30年	59	415.19	186.45	34	—	—	
	34年	53	362.22	164.22	32	52.28	10	
畑	明治24年	22	120.09	51.31	17	10.23	3	
	26年 {	分家前	22	120.09	51.31	17	—	—
		分家後	20	109.25	46.48	15	—	—
	27年	21	117.06	50.21	16	—	—	
	30年	23	103.23	45.14	14	—	—	
	34年	24	105.07	46.44	18	6.36	1	
田 畑 計	明治24年	70	483.13	215.23	34	13.29	5	
	26年 {	分家前	74	495.07	220.09	37	—	—
		分家後	71	467.17	207.06	35	—	—
	27年	75	493.29	219.13	37	—	—	
	30年	82	519.18	232.09	37	—	—	
	34年	77	468.10	211.16	37	59.14	11	
宅 地	明治24年	4	19.18	7.20	3	—	—	
	26年 {	分家前	5	28.10	11.20	4	—	—
		分家後	5	28.10	11.20	4	—	—
	27年	7	36.19	14.38	6	—	—	
	34年	5	26.27	11.23	5	2.0	1	
山林	明治24年					0.38	1	
	34年					0.98	2	

立教経済学研究第三九卷三号（一九八六年）

（資料） 明治24年と34年は「小作年貢帳」、その他は表1と同じ。村外の「—」は不明を示す。



人二名は隣村居住者から畑地を購入している(明治三年。代金は四五円と七七円―「金銭出入帳」による)。この時中澤家は金銭受渡しを仲介しているが、この点に小作人層(純然たる小作階層かどうかは不明であるが)の経済行動における一定程度の「非自立性」が窺われるものの、彼らも土地購入を行なうという事実は注目しておいてよいだろう。そこには養蚕業を通じた農民経営の経済的上昇をみる事ができる。またこの動向下では自作地主と小作人層の間にも経営主体としての利害の共通性とそれゆえの対抗関係が発生する。中澤家の小作畑拡大の停滞性が個別経営の外部からも規定されていることが無視できない。

こうしたなかで当家の地主的特質を金納小作料にみると、小作地拡大の停滞にもかかわらず明治三〇年代にかけて小作料には増加がある(後掲表7)。この実態には畑小作料独自の動向をめぐる問題も含まれているのでやや立入って検討しておこう。

明治二〇年代前半の「小作年貢帳」によると、畑小作料は一筆ごとにまず概量で示されており(小作惣、これを「小作相場」に応じて現金換算したものが小作料額となる。「小作相場」とは地区―小区―別の一〇円当り小作概量であるが、結局畑小作料の変化とは決定的にはこの相場に作用されている(二四年と三四年を比べた場合、一筆ごとの小作概量における変化はほとんどない)。ところでこのことは第一に畑小作における概表示の形骸化を示すとともに、第二に畑小作料自体の変動性(特に現物小作料と比べて)を示している。

## 明治期豪農の研究

まず第一の点であるが、二四年の場合でみると実際の概一俵二・三円(概相場)に対し小作「概」は一俵一・二円(小作相場)で両者は明らかに乖離している。また概相場と小作相場の対応性を二四年と三四年の比較を通じてみると、両者は必ずしも連動していない。すなわち中澤家に窺われる金納小作料の上昇期(明治二九年)はそれまで低迷していた米価の急騰期に対応している。一八九〇年を一〇〇とすると同年代前半は七〇〜八〇台であった米価が中頃(明治二九年)には一気に一二五に、続く二年は一六〇近くにまで上昇する(長野市三月相場。しかし小作相場の上昇程度をみると一俵当り一・二円(明治二四年)から二・三〜三円(同三四年)と二倍ないしそれ以上の上昇を示しており、この程度は米価をかなり上回っている。仮りに畑小作料における主穀主義(概表示慣行)を想定するならば、もはやここでは畑地が独自の価値形成メカニズムを持ちつつあるとさえいえるであろう。またそれが養蚕業の発展にもなう農民経済の新たな展開と結びついているとすれば、戦前日本資本主義に対応する農業における「米と繭」の経済構造がまさに形成されつつあることを示している。

それはともかく、このような畑小作料の二倍ないしそれ以上の上昇はその比率からみて一応地主中澤家の収奪強化とみる事ができる。この一因には周辺一帯に進展する桑畑需要の増大傾向があったと考えられるが、この傾向自体第二の点である畑小作料の変動性の量的な一側面をなすであろう。しかしその質

的な側面はやはり地主小作間の力関係であり、この側面においては収奪強化すなわち中澤家の地主的利害の優位に帰結している。

つぎに水田小作地であるが、これについては外延的拡大による地主的発展が明瞭である。村内外分を合わせた小作枳量では明治二四年の約一七〇俵から同三四年には二二〇俵へと増加している（この間に各筆の小作枳量には変化がない）。この水田小作地拡大については居宅周辺よりもむしろ数ヶ村を隔てた村外（同郡布施村、栄村、中津村）で行われているのが特徴である（明治三〇年にかけてみられる村内増加分の大半、枳量で一九俵弱は既述の自作分からの切替分である）。周辺での土地購入（表5。このうちには自作桑畑も含まれている）もあるが、それは時期的に比較的分散しておりまた小規模であるのに対し、村外分（隣村を除く）は時期が集中しかつ相対的に規模が大きい。なかでも明治三〇年の購入においては、銀行預金払戻し（信濃銀行から四〇〇円余と六三銀行から一〇〇円余―「金銭出入帳」による）や借入金（六三銀行から一四〇円、また翌年にも五〇〇円余）を行っている。一方米価はすでに指摘したようにこの時期に急上昇に転じる。したがって村外小作田の拡大は地主的利得を見込んだ投資行為であり、これを通じて資金運用面にも地主金融的性格の強化があったといえよう。

こうした村外寄生化の実態をさらに小作人構成でみると（表6）、明治二四年においては小作人のすべてが中澤家と同村の居

表5 土地購入の動向 (単位：円)

	村 内	村外 I	村外 II
1890年		162.0 60.0 350.0 94.1	
91			180.0
92	9.5 83.0 60.0 (田3畝21歩)		600.0
93	45.0 74.0 (宅地8畝22歩) 40.0 (田3畝15歩)		
94	38.1 122.9 (田1反3畝24歩) 40.0 (畑4畝5歩)		
97	121.0 (田9畝16歩) 67.0 150.0		545.8 363.3
98			179.5 (山林) 485.2
99	445.6		14.5 (山林)
1900	370.8 (自作桑畑)		

注1) 地目、面積が判明するもののみそれを( )内に示している。

注2) 村外Iは隣村。村外IIは数村を隔てた村。

(資料) 「金銭出入帳」

住者であった。このうちとくに当家と同部落の中真島居住者が多く、それは人数(三二人のうち二三人)においてもほぼ七割を占めている(田で一七一俵のうち一一八俵)においてもほぼ七割を占めている。小作地が居宅周辺に集中していると同時に(各筆の沖名による)地主小作関係が部落Ⅱ近隣関係と重なる内実をもっている。こ

れに対して三四年は小作人数と小作枳量の双方で絶対的にも相對的にも部落の比重が低下する。この低下は三〇年代にかけてみられた村外寄生化の結果にはかならないわけだが、他面で中澤家がこの段階での地主的發展の対象を部落内ではなく、むしろその外部に求めたという点に注目できる。

村外寄生化は桑畑自作地の拡大過程と時期的にほぼ重なっている。しかも前者は米価上昇を背景に地主的利得の向上を目的とした積極的な地主的対応であり、また後者も蚕種業部門の發展を土地基盤において拡充するという生産者の積極性を示していた。この意味で一九〇〇年代にかけては中澤家における地主的性格と生産者の性格の兩義的發展が明確に現われた時期といえよう。しかしながら他面で養蚕業の發展を背景とした桑畑獲得上の地域的相克や小作人との対抗関係など、養蚕農民の經營的發展および經濟的上昇に対する一定の地主的讓歩の過程も窺われた。さらに村外寄生化が地主的發展の一定の方向轉換（部落回避）であるとすれば、その意図するところの解明はもはや土地所有にではなく、發展しつつある養蚕農民に対応する中澤家の經營にこそ求めねばならないであろう。以上の土地所有をめぐる当家の多様な実態ももともとその所有が經營と未分離なために導引されてくる諸側面的現象と考えられるのである。

(1) 手作り地主の地価をめぐる論議では千円ないし二千円が基準として示されている。『シンポジウム日本歴史17地主制』一九七四年

一四〇～一四一頁。

## 明治期豪農の研究

(2) 「蚕種用桑園の地質は砂多くして礫を混じたるもの所謂川添なる乾燥地なり；其地の常に乾燥せるが故に蛆害の少きのみならず桑葉に包含する所の水分少量にして滋養成分の多量なるが為め良好なる蚕種を製造するに尤も適当せる原料なり、之に反して砂土少なく礫なきの地は降雨の爲め肥料を流失するの患なきを以て肥料を施すこと少きも桑樹は充分に繁茂暢達せり、此桑葉は糸繭を採るの資料に供して糸量の多き利ありと雖も之に伴ひ蛆害の多きを以て蚕種用にハ適せざるなり、凡て蛆害は卑濕の地に多く乾燥の地に少きにより蚕種用の桑園は古昔より極めて乾燥なる土地を択ぶの慣例となれり」明治二六年井上基太郎上田地方蚕種製造視察記（長野県史近代史料編第五卷蚕糸業）一九八〇年、二四〇頁。

(3) 「：地域的差異においていちじるしいものがあるにしても一般的にみれば、養蚕業はこの期（明治三〇年代頃）において主業的地位を占めてきており、商品生産としての養蚕經營は中農以上の階層においておこなわれていた。」（傍点引用者）前掲「長野県養蚕業史」五五八頁。

(4) やや時代が下るが「蚕糸業ノ發達ニ伴フ生活程度風俗並ニ經濟狀態ノ變遷」（明治四三年。前掲『長野県史』一一八頁）は次の通りである「生活程度ハ今ヨリ五十年前ニハ居宅家屋モ小ニシテ且畳等ヲ敷キ込ムハ稀ニシテ、且茶等モ番茶ヲ煎シ砂糖菓子等ハ祭日或ハ振舞等ノ節ニアラザレバ使用セス、從テ魚類等モ平素ハ口ニ上ボセザリシ狀態ナルニ、現今ニ至リテハ各戶畳ヲ敷キ家屋ノ建築等モ養蚕ノ必要上漸次大ニ構ヘ從テ庭園等モ設ケ、平素茶菓子等ヲ用ヒ砂糖ヲ使用シ冠婚葬祭共ノ諸振舞等ハ漸次奢侈ニ流レ馳走ヲナシ、金員ヲ生活ノ高上ニ使用シ；經濟ノ變遷ハ非常ニシテ；中産者

別小作扱量の変化

明治 34 (1901) 年				
人数	田 (比率)	畑	宅地・山林	計
19	87.0 (40.0) 俵斗 %	37.2	9.2	133.4
4	17.1 (7.9)	—	—	17.1
6	30.0 (13.8)	14.1	2.1	46.2
—	10.1 (4.7)	—	—	10.1
8	15.3 (7.2)	2.0	—	17.3
2	10.0 (4.6)	—	—	10.0
39	170.0 (78.3)	53.3	11.2	235.0
14	47.0 (21.7)	—	4.0	51.0
53	217.0(100.0)	53.3	15.2	286.0

立教経済学研究第三九卷三号(一九八六年)

ニシテ一ヶ年ノ支出：五百円以上ニ上リ、特ニ公費・雇人料・肥料等ニ大部分を支出シ、而モ生計費高上セシ故養蚕ノ作柄ノ不良ニヨリ個人経済ノ起倒烈シクナレリ。

(5) 「桑園の小作については、明治二十年頃から小作料の金納化が始まり：これは一般小作料が漸次金納化してゆくのを指導することき觀を呈する」(前掲「長野県養蚕業史」五六〇頁)。

(6) 地主的土地所有と農民経営の利害対抗による村外寄生地主の発展については次の実態も参照されるべきである。『土地売買の幣風及状況』—祖先伝来の持高分を売却するに村内に売るもの少く、他町村に売るを常とす、これ畢竟するに己れ之を同村民に売れば小作するを得ず、之を他町村民に売る時は小作し得るを以てなり(以下略)、『明治三五年西袋村長調査』。こうして明治三二〜三四年の西袋村における土地移動の傾向として「自作地主の顕在化」(村内外売却が少い村内では、田畑を購入して自作化するもの増加と自耕地限界以上の土地を小作化するものが増して「いる」と並んで「村外寄生地主の発展」が指摘されている。庄司吉之助「福島県における豪農の変貌」(『日本農業発達史6』所収)四七〇〜四七一頁。

二、中澤家における経営の性格

(1) 経営変化と分家

ここでは前章とほぼ同時期中の中澤家を経営の側面から検討するが、経営の行方を規定する内的要因としてまず「家」的特質に注目したい。この点は後論(四)の同族の問題にもつながる



面があるが、ここでの対象は既述の分家創設である。

戸主貞五郎は明治二年、当時二七歳で家督を相続した（家族の来歴・事蹟を書いた綴による。以下同様）。弟が五人いるが（図）年長の方から豊吉は同村前洲部落の宇敷家の養子となり、徳之助は明治一〇年千葉へ転居している。二〇年代中頃の家族構成は父母と貞五郎夫婦とその子どもそして三人の弟と一人の妹の計二人である。このうち末弟治作は一時期「東京二遊と経済ノ学ヲ修」めるが、のち帰郷し蚕種業を分担している。明治二六年に分家するのは弟岩蔵で、父治五右衛門の死去に先立つ三ヶ月前のことであった。

ところで中澤家の蚕種業は近世期（文化年間頃）以来の家業として継承されてきた。屋号は創業者源八が「多クノ四ツ芽桑ノ苗ヲ作り諸国ニ輸ス今ニ至テ尚所々ニ源八桑ノ名アリ故ニ源桑園」と称している。したがって戸主は同時に源桑園主なのであるが、代々隠居するのを常とし一代の「営業年間」（近世期は五十年が習しであった）の終了は必ずしも家督相続とは重っていない。貞五郎は「十三歳（明治八年）ニシテ祖先ノ業ヲ継いでいる。しかしこの家業も明治二〇年代前半頃はある意味で停滞状態（後述）にあり、土地所有の面ではそれが水田経営の優位となって現われ、収入面でも蚕種業がこの頃一段と低位を示している（後掲表7）。こうした水田経営の優位性が分家を契機として崩れ、一方桑畑が拡大していく点はすでにふれた通りである。中澤家の経営変化が分家創設と不可分に現われている点

に注目できる。

水田経営のみに即してみた場合、二〇年代中頃は一般的には地主手作経営がなお一定程度の安定性を保っている段階である。また「上昇転化」の途を選ぶとすれば（実際に当家にもこの傾向が部分的にしろみられた）分家分地は本家側の経済的利害とは対立する。一般に分家を小作人として本家地主経営に組入れていく場合は多いのである。これらの可能性が考えられるなかで分家分地がなされたのは、ひとつに中澤家の経営が水田を離れつつあることを示しているが、もうひとつには、しかもより基本的な点として当家の「所有と経営の未分離」の性格に規定されている。すなわち本家・分家Ⅱ地主・小作人関係の創出はこの未分離ではなく分離Ⅱ「所有の論理」の一方的貫徹（小作人分家の創出）によるものであり、これに比べて岩蔵の分家は「経営の分立」としての性格が強い。しかし蚕種経営部門の分立は行われていない。この点は同部門が排他的に戸主Ⅱ中澤家（本家）に担われていたことを示しており、蚕種業に関しては分家はむしろその購買者Ⅱ養蚕農民の側になる。

この「経営の分立」における土地分与の実態は、それが水田経営にかかわる家族労働力の分立でもあったことを示している。当時の雇用労働力は近隣を中心に年間を通じ日雇が五〜七人程度である（後掲表12。若干の季節雇は養蚕雇とみられる）。雇用日数（不明）は支払金額からみて年間八〇日〜一六〇日位と見込まれる（長野市相場の低位水準男二銭女八銭で推計）。このことから

みて家族労働力の比重が相当高い経営内容であったと考えられる。<sup>(3)</sup>のちに蚕種業に傾斜した中澤家では末弟治作が「明治二七年以後蚕種検査ノ職ニ就クコト数年」というかたわら「蚕業学理ハ舍弟治作氏ノ受持所蚕病消毒ハ舍弟嘉作氏ノ受持」という家族内の分業と蚕種業への家族労働力の集中を示している。既述した水田手余り地の発生もこの集中によるものであり、半面ですれまでの水田経営が「自作」的に行われていたことが示されている。

分家による水田経営の分立は、しかしながら中澤家の経営部門上の分立(水田経営と蚕種業の分離)という意味までは持たない。分与面積(自作田五反を中心とする七・八反)からみて、ほぼ自立しうる分家取立てが行われたのであり、それは経営の分立という以上に、<sup>(4)</sup>扶養の範囲に限定された「家の分立」という実体を持っている。ここに「所有と経営の未分離」に重なることなく、分家創設を通して経営変化が進展することはむしろ当家におけるこの重なりに基づ的に規定されたものといえよう。しかしながら本家経営の変化に対応してその分家形態にも変化があることは後年明治三四年の嘉作の分家が示している。この場合の分与地は水田が小作地から四反と自作地から一反、畑は小作地からのみ三畝(合計五・三反)である。分地状態はこの段階での本家の水田寄生化(所有優位)を反映している。また本家小作地に組入れられている部分が畑一・四反あり、畑地に対す

る本家側の強い利害関心が現われているのである。

## (2) 蚕種業者と養蚕業

一八九〇年代後半の水田経営の縮小は中澤家蚕種業の発展への模索とその現実化の過程でもある。先にふれた収入面にみられる蚕種業の停滞はむしろこの模索期的特徴の現われとみることができる。ここでは一九〇〇年代の当該経営の発展(次章)に先立つ一八九〇年代を、この特徴に関して検討しておく。すでに桑畑を拡大しつつある中澤家にとって最大の重要問題は製造蚕種販路の確保と拡張である。そしてこの販路は蚕種市場へのかかわり方の変化こそ模索期的特徴の主要な一環となっている。

当家の販路は遠隔地向けと近在向けの双方にわたっている(以下については後掲表9を参照)。まず遠隔地向けについては中澤家の暮末期以来の販路と一定程度の繋りが認められる。当家蚕種業初代源八は同業者玉井市郎治<sup>(5)</sup>とともに「玉井氏ハ相州甲州ヲ中澤氏ハ武州上州ヲ得意トシ販路ヲ拡メ」ており、また明治以降も当家の遠隔地販路の中心的位置を占めるのが上州である。しかし販路形態はすでに変化しておりかつては蚕種商人として自ら販売過程にも直接かかわっていたのに対して、明治期には専ら遠隔地仲買商人に「卸売」している。蚕種業者の前期的性格に一定の変化(生産者への特化傾向)が生じているのである。

一方近在向けについては、一八九〇年代を通じて遠隔地向け

を販売実績（収入）において上回っているばかりでなくそれ自体上昇傾向を示している。蚕種単価は明治二十一年（一八八八年）で一枚当り遠隔地向けが五六銭に対し近在向けが四四銭で（果藏諸簿記合計帳）による。遠隔地向けが四割程低い。自ら遠隔地に向かない限りそれは当然であるが、注目できるのは近在市場の有利性が明らかかな点である。中澤家の近在売りが遠隔地向けを上回り、さらに上昇しているのはこの有利性に基づいて販路拡張を行った結果にほかならない。またそれは前期的遠隔地商人的要素の比重を低めつつ、生産者として自ら在地市場の開拓にのりだしていくことであり、ここに中澤家蚕種業が幕末以来の営業様式から脱皮しつつある姿をみてとることが可能である。

この間に周知の開港を契機とする蚕種輸出の一時的隆盛がある（明治一〇年代に急衰退する）。当家の明治九年の記録（丙子蚕種掃立御検査三付印税金出入簿）によると村内二部落（中真島と堀内）の蚕種製造者は二二人存在する。この元締めを当家が行っているが、これら蚕種製造者のすべてが同二〇年代には当家の販売先養蚕農民に転化する。輸出隆盛期に、代々遠隔地市場に依拠して営業してきた中澤家を主導者としてより下層から蚕種製造者を族生したのち、輸出衰退後は改めて上層蚕種業者<sup>II</sup>中澤家とこれら下層の今度は養蚕農家としての関係が再編されている。輸出期の経験が当家周辺におけるより早期的な養蚕農民の創出を可能にしたのである。その過程は同時に中澤家にとつ

て在地市場創出の一環であり、当家がこの過程にも主導的に関与したことはほぼ明らかといえよう。

しかし一般的にはなお養蚕業の未開発性は色濃く、その発展も先導されねばならず中澤家はこの役割も担ってゆく。それは貞五郎の次のような活動が示している（括弧内は筆者）。

（明治一〇年代）夙ニ蚕業ハ振ハザルヲ愛ヒ同志ト謀リ蚕業談話会ヲ組織シ或時ハ寺院ヲ借り或時ハ祭礼ヲ機トシ衆人ヲ集メテ蚕兒飼育ノ談話会ヲ開キ専心一意力ヲ蚕業ノ發達ニ尽ス：后政府ニ於テ蚕種検査法ヲ發布セラレントスルヤ（一九年農商務省令第九号蚕種検査規則）率先上京シテ蚕種検査ノ方法ヲ知り又顕微鏡其他種々ノ器具ヲ購ヒ帰リ蚕卵原種袋製トナシ尚本県勸業掛及ビ学士等ニ就テ蚕業上ノ事ヲ質疑談論シ以テ蚕種ノ改良ヲ企ツ：蚕糸業組合令ヲ布告セラル、ヤ（二〇年県令第五一号蚕糸業組合規則）挙ケラレテ役員トナリ大ニ勉ムル所アリ又更殖二郡ノ同志ヲ募リ更殖蚕業会社ヲ組織シ取締役トナリ鋭意改良ニ尽ス始メ明治二十年本県ニ品評会ノ起ルヤ組織委員ニ挙ラレ与テ大ニ力アリ故ヲ以テ其効遂ニ空カラス品評会ニ出品スル毎々授賞セラレザルナク随テ精良蚕種ノ名声販路ト共ニ拡リ現ニ数国（国内）ニ輸出スルニ至レリ

周辺地域への養蚕業普及活動が蚕種業者固有の利害に根ざしていることは言うまでもない。それは単に販路拡大のためばかりではなく、蚕種業者にとって決定的な生産成果の良否<sup>III</sup>評判（あの種屋の種は駄目だ」といわれるのは致命的である）を広めるためでもある。別言すればそれは名声普及活動にも通じている。蚕種業者にとり販路と名声はいわば車の両輪であり、引用文中



には技術管理、改良に熱心な態度と一方で組織者としての活躍ぶりが自己誇示的に示されている。このこと自体蚕種業者に固有な存在形態（技術志向）と意識（名声）の現われなのである。しかも貞五郎の場合、こうした固有性は蚕種のみにかかわるものではなく、文中の品評会への言及が示すように、他の農産物にも広がり得る性質を持っている。この点は後述する蚕種業者の転身との関連で注目しておきたい。

以上の検討を通じ一八九〇年代前半の在地営業活動は、養蚕業の地域的振興に向けた貞五郎の主体的な活動でもあったことがわかる。近代養蚕業の先進地の一角が、こうして近世期において後進的であったがゆえに開港から明治期にかけてより農民的・生産者型的でありえた蚕種業者により「下から」形成されたという面が無視できない。その過程は遠隔地商人的性格の後退の一方で、在地市場開拓者としての性格の強化の過程であり、こうした動きのなかに新たな市場の変化に対応する蚕種業者としての「模索期」を把握することができるであろう。

### (3) 地方名望家的家経済の動向

明治期において豪農的村落上層の経済と行動が社会的に多岐にわたることは多言を要しないであろう。そのすべてが地主的地位や営業活動に直接かわるとはいえないまでも、少なくともそれらは人物と家の世間的評価規準となることを通じ双方の円滑なかつ発展的維持の社会的要因となるであろう。またある意味では所有も経営も特定の時代における村落社会の存在形態

の一環であり、その主体の所有や経営に対する機能的対応と一個の村民としての行動とは応々にして境界線が引きにくい。ここではこれらの点に注意しながら中澤家経済の全体的動向を検討しておく。

まず収入源をみると（表7）、蚕種業が優位を占めるのは一八九〇年代後半以降であり、それまでは、水田に立脚した自作地主収入の比重が高い。同年代後半になると蚕種業が急増するとともに金納小作料の増徴を含む地主収入の増加があり、収入全体としての水準の上昇が明らかである。一方支出においてもほぼ同様の傾向がみられるが、やや目立つ家計費の突出（一八九七年と一九〇〇年）は分家にともなう支出（住居関係）と養子他出にともなう支出（飲食費と衣履費）の膨張による。また経営費増加は蚕種業収入の増加に対応したものである（詳細は次章参照）。しかしこれらの家計と経営運営上「必要」な支出の増大は収入の増大ほどではなく、その差額においてほぼ連年にわたるかなり大幅な余剰を生み出している（差額(A)マイナス①）。

この余剰の振向け先をみると一八九〇年代を通じて土地購入が圧倒的に多いが（ただしこのうちには自作桑畑購入分を含んでいる）。日清戦時には公債購入に集中がみられる（このうちには軍事公債と判明するものがある）。同時期、部落の講組織でも軍事公債を購入しており（中澤家がこれに際して金融「時貸」を行っているため金銭出入帳に記入されている）中澤家による公債購入は必ずしも利子収入のみを目的としたものではなく、むしろ国家奉仕的行

収支動向

単位：円

			収 入				収 入	
金 納 小作人	雑収入	小計(A)	役員	無尽	公債	小計(B)	合計(C)	
			報酬	割返	利子			
70.1	155.9	1484.6	—	39.5	25.0	64.5	1549.1	
85.0	11.1	1374.2	—	14.3	25.0	39.3	1413.5	
46.0	13.1	692.4	—	356.4	12.5	368.9	1061.3	
73.2	52.1	1436.3	50.5	2.0	37.5	90.0	1526.3	
75.7	32.1	1189.2	62.3	—	12.5	74.8	1264.0	
68.7	61.7	1397.3	65.5	—	65.1	130.6	1527.9	
107.8	112.3	1823.3	101.0	4.9	83.4	189.3	2012.6	
72.6	63.6	2007.3	47.6	—	80.0	127.6	2134.9	
83.4	117.9	1617.8	—	—	72.5	72.5	1690.3	
135.4	58.7	1773.1	—	—	90.3	90.3	1863.4	
131.3	90.6	2276.8	—	—	123.3	123.3	2400.1	

立教経済学研究第三九卷三号（一九八六年）

支 出				支 出	差 額		
無尽 掛金	公債 購入	寄付金	小計(E)	合計(F)	(A)—(D)	(A)—(F)	(C)—(F)
17.2	300.0	24.6	913.8	1515.6	882.8	△ 31.0	33.5
51.1	—	25.8	351.0	880.8	844.4	493.4	532.7
3.1	—	3.5	759.1	1350.0	101.5	△ 657.6	△ 288.7
30.0	—	19.1	246.2	1046.8	635.7	389.5	479.5
30.0	300.0	116.5	609.4	1807.9	9.3	△ 618.9	△ 543.9
30.0	500.0	18.9	548.9	1411.7	534.5	△ 14.4	116.2
30.0	150.0	326.1	506.1	1729.2	600.2	94.1	283.4
35.0	100.0	39.4	1421.5	2363.7	1065.1	△ 372.0	△ 244.4
30.0	—	207.2	901.9	2122.6	397.1	△ 504.8	△ 432.3
30.0	100.0	15.7	605.8	1817.4	561.5	△ 44.3	46.0
—	100.0	25.1	495.9	2165.2	607.5	111.6	234.9

的多額の支出として旅行費が含まれている。これは営業費とも考えられるので家計費とは区別

表7 中澤家の

	収 入 I					
	農 産 物 販 売					
	米	蚕種	繭	桑	大・小麦	小計
1890年	415.8	464.2	219.4	—	159.2	1258.6
91	691.1	280.5	228.6	13.6	64.3	1278.1
92	9.3	258.4	286.3	22.5	56.8	633.3
93	725.3	271.5	278.3	13.6	22.3	1311.0
94	443.2	324.9	281.9	—	31.4	1081.4
95	405.1	532.1	192.7	1.9	135.1	1266.9
96	405.6	820.1	361.4	1.2	14.9	1603.2
97	645.3	859.2	187.8	105.1	73.7	1871.1
98	612.0	546.1	98.8	143.0	16.6	1416.5
99	551.7	573.2	357.4	73.7	23.0	1579.0
1900	934.9	779.0	294.5	38.1	8.4	2054.9

	支 出 I					土地購入
	家計費	経営費	租税公課	その他	小計(D)	
1890年	249.4	159.1	187.4	5.9	601.8	572.0
91	323.1	64.4	158.0	75.3	529.8	274.1
92	204.6	82.1	242.8	61.4	590.9	752.5
93	436.4	132.4	225.1	6.7	800.6	197.1
94	856.0	138.8	180.7	23.0	1198.5	162.9
95	388.4	208.8	248.4	17.2	862.8	—
96	441.4	588.5	168.4	24.8	1223.1	—
97	263.5	318.0	281.7	79.0	942.2	1,247.1
98	379.7	354.6	386.8	99.6	1220.7	664.7
99	588.9	291.1	292.8	38.8	1211.6	460.1
1900	914.7	339.3	398.2	17.1	1669.3	370.8

明治期家農の研究

一七九

注1) 収入I「雑収入」は、祝儀や家財販売が主なものである。支出I「その他」には比較した。

注2) 24年の米販売収入の著しい落込みは、米販売を前後の年に振別けたためとみられる。

(資料) 「金銭出入帳」

為としての意味も大きかった。一方、寄付金も無視できない額を示している。このうち一八九四年は恤兵献金（百円）、九六年は水害救恤金（三百円）であるが、いずれも村役場収入役が受入窓口となつている。貞五郎は九三年からあしかけ五年間、市町村制施行以降二代目の真島村村長を勤めており（収入のうち役員報酬はこの時のもの）、これらの余剰振向け先の実態は村長就任と無縁ではない。そこで貞五郎の行動の一端を示す次の文をみておこう。

：願ミレバ二十七八年戦役ニ於ケル葦村一致敵愾ノ氣ヲ發揮シ其義勇公ニ奉シ將タ国民ノ本分ヲ尽スノ上ニ於テ秋毫モ遺憾ナカリシガ如キ又夫ノ大水災ニ曹遇シ村ノ過半ハ殆ンド亡滅ニ帰セントセシヲ其年ナラズシテ一転忽チ旧ニ復シ禍ハ却テ福タラシメントスルニ至リガ如キ郷ニ實面計算共ニ与テカアルノ人士ナリ：（貞五郎に送られた村役場からの感謝状、明治三〇年）

表現上の誇張はあると思われるが、一八九〇年代後半の日清戦争と「被害儘大」（『更級郡誌』）な犀、千曲河川の氾濫が村民生活に与えた影響は大きく、これらに対応した村長の行動が「二大事蹟」として評されている。先の寄付金がこの対応の一面を示すことは明らかで、いわば物心両面から村の難局を乗切る先導的役割を果たしている。市町村制施行から地方改良運動に至るまで、明治国家が国民統治の重要な一環に伝統的村落共同体を巧みに組み込んだこと、その場合国家が村落との媒介項

（地方行政のトレーカー）として依拠したのは「土地貸付けと生産力上昇に専念しながら村落の基盤から遊離しない地主層」であり、彼らは名望家として「地方の利益を増進し、公共の利害を進めんが為めに、自ら名譽職となり、行政の任に當つて地方の事業を經營維持していく」ということが自治体の根源<sup>(8)</sup>であると期待されていたこと、これらは村長中澤貞五郎の実態であり、また彼と彼をとりまく多くの村民の主観情況であつたとみられる。そしてこの場合、期待される根拠とそれに答える根拠の双方において主要な位置を占めているのが当家においては前節までに検討した意味での地主かつ蚕種業者という具体的な存在形態であることは改めて指摘するまでもないであろう。

ところで以上の地主的名望家的支出を含めたうえでの収支差額状態は一八九〇年代を通じかなり変動がある。大幅なマイナスのある年次も少なくはない。マイナスの要因は家計費膨張もさることながら、ほとんどは土地購入にある。土地購入の目的が地主収入の増加でありまた部分的には蚕種業の生産基盤<sup>II</sup> 桑畑拡大にあることは既にみた通りであり、したがって所有と経営の拡大再生産をねらいとする一定の投資がその変動をもたらしているのである。地主でありまた営業部門も兼ねる生産者的特質は部分的に機能分化（村外寄生化）を示しながらも、なお村内で維持されるばかりでなく強化されながら一九〇〇年代をむかえることになる。

(1) 「源八桑」については『信濃蚕糸業史』上巻二五頁参照。なお

中澤家の桑老樹と後述するリンゴ樹は現在長野県重要文化財に指定されている。

(2) たとえば塚本哲人「同族組織の一考察」『社会学評論』第五巻第一号一九五一年

(3) 鳥取県の著名な豪農中井太一郎家の水田三町六反の年間稲作雇用労働日数は八三七人である。さらに麦豆作(中澤家でも裏作を行っている)には二三八人を要している。山口和雄前掲八三頁以下参照。

(4) 分家取立てを本家の扶養行為とみることにについては喜多野清一「同族の相互扶助」『同族における系譜関係の意味』(『家と同族の基礎理論』一九七六年所収)を参照。ただし分家というのは「単に家族員が世帯を別にして独立したというのではない。本家の分枝として、本家の家権威を承認し、本家の系譜に属する成員として本家の統制に服するとともに、本家を中心とする同族の諸生活分野に参加し、その地位に応じた役割を果たす」(四七頁)が必要とされ、またこれらを果すがゆえに「分家」と言いうるが、中澤家の分家をこのように厳密な意味で分家と規定できるか否かは疑問が残る。しかしこの点についてはさらに「家としての変質」が経済的側面で強調されている点に注目できる。「経済的な生活側面には多様な異種類の関係が入りこんでくる。またこの種の生活側面でも同族連関は多様な場面で結ばれているから、ある場面での連関は近代化にしても、他の場面ではなお伝統的性質が保たれていくというふうな、複雑な様相を呈しており、しかしともかくも伝統的な権威主義的な性格は失われつつある」(三六頁)。なおこの点については本稿四で改めてふれる。

(5) 玉井市郎治は川中島地方に初めて養蚕業を導入した人物として

### 明治期豪農の研究

知られ、主著に『蚕飼育之事』がある。なお前掲『信濃蚕糸業史』上巻七六〇頁以下参照。

(6) 明治前期の養蚕業普及過程は長野県において一般的に蚕種業者が担っていた。彼らは「蚕種製造業のもつ性質上、養蚕飼育技術に關しては特に造脂が深く」「養蚕講和・私塾的実地指導によって養蚕技術の普及に努め」た(前掲「長野県養蚕業史」五四九頁)。

(7) 菅野正「近代日本における農民支配の史的構造」一九七九年八月六頁。

(8) 石田雄『明治政治思想史研究』一九五四年一九〇～一頁。

### 三、蚕種業部門の盛衰

(1) 在地販路の限界と遠隔地化

蚕種業者の経営的性格は各時代間でまた地域間で相当な差違を持っていると思われる。その類型的差違に關し長野県蚕種業者についてあらかじめ概観をえておこう。表8は一八九〇年時点での県下蚕種・養蚕・製糸業の郡別状態を示している。まず蚕種業者は小県郡に著しく集中(四四%)している。小県は千曲川に沿って接する更級郡の隣郡であるが、両郡間には蚕種業者数において極めて大きな差違がある。しかしこれは更級郡の特殊性を示すものではなく、逆に小県郡の県下で抜きん出た位置を示している。一町村あたりの蚕種業者数をみると、小県では一〇〇人を上回っているのに対し、これを除く諸郡ではせいぜい多くても三〇人台(これは埴科郡であるが、同郡は小県と更級両郡

表 8 長野県別蚕種業・養蚕業・製糸業の分布状態 (1890年)

( )は比率

町村数	蚕種業		養蚕農家数		桑園面積 (見積反別も含む)	生糸生産量
	原種	製糸用種	春	夏		
南佐久 20	271 (3.4)	3,184 (3.2)	13.6 (8.7)	4,500 (8.6)	1,392 (6.7)	2,438 (1.3)
北佐久 28	341 (4.2)	2,054 (1.6)	12.2 (4.1)	4,568 (5.5)	956 (4.6)	3,150 (1.7)
小 県 33	3,575 (44.4)	29,295 (46.6)	108.3 (20.6)	3,412,500 (14.9)	3,542 (17.1)	14,270 (7.8)
諏 訪 22	209 (2.6)	2,295 (2.6)	9.5 (11.4)	5,549 (6.6)	1,328 (6.4)	64,431 (35.1)
上伊那 31	191 (2.4)	954 (1.0)	6.2 (4.8)	9,175 (10.9)	7,219 (1.5)	17,795 (9.7)
下伊那 35	370 (4.6)	2,529 (3.7)	10.6 (9.1)	7,188 (8.6)	5,877 (1.5)	12,257 (6.7)
西筑摩 16	295 (3.7)	1,080 (0.9)	18.4 (28.0)	3,866 (4.6)	1,304 (2.2)	12,360 (6.7)
東筑摩 34	870 (10.8)	9,317 (11.2)	25.6 (119.0)	2,083 (2.5)	13,971 (11.7)	9,322 (5.1)
南安曇 14	144 (1.8)	4,485 (4.3)	10.3 (27.4)	634 (0.8)	3,059 (2.4)	3,793 (2.1)
北安曇 17	189 (2.3)	1,592 (1.1)	11.1 (54.2)	1,784 (2.1)	1,660 (1.0)	446 (2.2)
更 級 27	273 (3.4)	1,636 (3.0)	10.1 (101.1)	6,646 (7.9)	2,943 (4.5)	6,277 (3.4)
埴 科 17	594 (7.4)	9,692 (10.1)	34.9 (157.8)	5,749 (6.9)	2,965 (4.6)	1,917 (1.0)
上高井 14	193 (2.4)	2,633 (3.5)	13.8 (166.4)	4,914 (5.9)	3,134 (3.0)	20,695 (11.3)
下高井 20	197 (2.4)	847 (2.4)	9.9 (111.1)	5,325 (6.4)	3,492 (8.5)	3,785 (2.1)
上水内 20	323 (4.0)	17,022 (4.8)	16.2 (137.7)	4,681 (5.6)	2,872 (2.8)	1,101 (0.6)
下水内 4	19 (0.2)	262 (0.1)	4.8 (29.5)	1,774 (2.1)	1,051 (3.0)	262 (0.1)
総 計 52	8,054 (100.0)	88,878 (100.0)	22.9 (114.8)	10,483 (100.0)	72,801 (100.0)	183,544 (100.0)

(資料) 町村数と蚕種業については『信濃蚕糸業史』中巻710～711頁、その他は『長野県統計書』

に隣接している)である。つぎに養蚕業については当時大半の郡で主流を占めている春蚕の養蚕農家数でみると、各郡間にそれほど差違はみられない。桑園面積(これは蚕種業にも関連するが)もこれと大同小異である。また製糸業については生糸生産量でみると、諏訪が県全体の三分の一を占め最高で、つぎに上高井郡が割強で続いている。蚕種業ほどではないがここにも一定の集中がみられる。

蚕糸業各部門におけるこうした県内の集中・分散状態を通じてここで問題としたい点は、養蚕農民と原料提供者としての蚕種業者の間の分業関係の地域的差違についてである。この指標として蚕種業者一人当りの養蚕農家戸数(自然条件の差違を考慮し夏蚕あるいは秋蚕が多い郡についてはこの最も多い種類の数値をとった)をとりあげると、大半の郡が二〇戸前後から四〇戸台を示し、更級郡の場合はほぼ中位の二四戸となっている。これに対し小県は三・四人で極端に少ない。こうした違いは蚕種市場、販路のあり方ひいては蚕種業者の社会的性格の傾向的な地域間差違に結びつくであろう。全国蚕種製造量に占める長野県の比率は一八九〇年代で三六%〔農商務統計表〕を占め最高である。このうち五割近くを占める小県郡では、その九割近くが県外を販売先としている。小県蚕種業者はその蓄積基盤を遠隔地市場におき、より商人型に属するものとみられる<sup>(2)</sup>。

この遠隔地市場に対して、更級郡では近在市場が形成されている点はすでに中澤家の実態でみたとおりである。同じ年、当

家は近在で八五人に蚕種(春蚕)を販売しているが、この人数は郡平均(二四人)からみて決して少なくはない。在地市場においても営業規模に格差があるのは当然であるが、それはともかくここに改めて小県蚕種業者とは異なる在地的蚕種業者の存在を確認できる。そして先の指標が示唆しているのは県下で一層一般的なのが蚕種業者のこうした在地的形態だということである。また彼らが当時まさに進展しつつある各自周辺地域の養蚕業に指導的にかかわっているとすれば、これをより生産者型に近いものとみて大過ないであろう。

しかしこうした類型的な差違はもちろん相対的意味においてあてはまるにすぎない。もともと在来的蚕種業者は生産過程と販売過程の双方に直接かかわっていたのであり、その後の変化によっても生産者の要素と商人的要素は何らかの程度で存在していたわけであり、それゆえに近代産業の発展に対し過渡的形態性を免れないのである。以下の中澤家の検討においては蚕種業者の変化の実態が問題であり、その場合両類型は考察のための規準として有効となるであろう。

一八九〇年代の当家の蚕種業については前章で検討したが、ここでは改めてその後の実態との比較でみていくことにしよう。そこで販売実績(収入額)を年次別にみると(表9)一八九〇年代には近在向けが遠隔地向けをかなり上回っており、九〇年代の中頃にはとくに村外での上昇が顕著である。この段階で村外分を中心に在地を対象とする営業規模が拡大したといえる

表 9 販売形態別、販売先別蜜種販売額

[ ] は小売と卸売の比率

	小 売				卸 売	
	村 内		村 外		計	
	部 落 内	1人当り	1人当り	計	上州 奥州	その他
1888年	円	円	円	円	%	円
90	(16) 36.1	(59) 114.9	(26) 149.7	264.6 [57.0]	175.0 [63.4]	55.8 —
92	(10) 14.6	(32) 50.9	(26) 84.0	134.9 [52.2]	123.5 [47.8]	123.5 —
94	(15) 44.0	(45) 110.8	(29) 113.8	224.6 [69.1]	100.2 [30.9]	96.4 — 3.8
96	(14) 45.8	(52) 172.0	(43) 274.0	446.0 [54.4]	374.1 [45.6]	217.4 104.7 51.9
97	(17) 57.7	(36) 181.1	(44) 425.6	425.6 [72.2]	163.7 [27.8]	140.0 — 23.7
99	(18) 67.9	(45) 217.4	(39) 221.6	439.1 [76.6]	134.1 [23.4]	123.1 — 11.1
1902	(19) 77.2	(51) 274.7	(42) 144.9	419.6 [47.6]	461.7 [52.4]	372.9 11.5 77.3
04	(23) 108.7	(63) 267.5	(46) 227.1	494.5 [45.3]	596.5 [54.7]	498.9 8.0 90.0
06	(10) 29.1	(21) 71.2	(9) 37.3	108.4 [23.9]	352.9 [76.5]	79.4 3.0 270.5
08	(16) 40.0	(38) 113.8	(31) 65.9	199.7 [30.6]	407.5 [69.4]	114.3 — 293.2
1910	(15) 58.6	(27) 163.7	(18) 67.3	231.0 [83.4]	46.0 [16.6]	33.0 3.0 10.0

〔資料〕 1888年は「果樹諸簿記合計帳」(ただし販売先の詳細は不明)。1890年代は「金銭出入帳」、1900年代以降は「養業金銭出入帳」。



が、しかしこの拡大も同年代末期にかけて必ずしも順調な発展を示していない。村外販売先人数は四〇人合を横ばいするという状態にあり、売上額増加のピークは一人当り購入量の増加によってもたらされている。別言すれば販売先の養蚕規模拡大に依存するかたちでの拡大（一八九七年）にとどまっており、しかも他面では養蚕農家は確実な顧客的購買行動のみを示すのではない（一九〇〇年代にかけての一人当り購入量の減少）という不安定要素も含んでいる。

一方村内販売については一八九〇年代を通じ養蚕規模が徐々に拡大している傾向が窺われるとともに、当家の販売量も増加している。この上向的变化は一九〇〇年代の中頃まで続く。それは一九〇〇年代に入ってから村外販売のかけりを量的に補っており、在地販売総額としてはほぼ安定的に四〇〇円合を維持している。しかしその内実は、販売園を拡大する方向ではなくむしろ村域内にとどまる形態で販売活動をいっば内延的に一層活発化させる方向にあった。蚕種業者にとって決定的な名声が村外に広く及びえない一面が窺われるとともに、当該業者数の増加（表10）による業者間販売競争の進展に規定されて経営発展の限界が与えられている面も無視できない。

こうしたなかで一九〇〇年代には遠隔地販売が再び増加に転じる。そのピークである同年代中頃の売上額（約六百元）は近在をしのぐ。販売先の中心は群馬県で、それまで例年当家を訪れていた三名の仲買人への卸売量がこの時期に急増する。同時

期には近隣村外の在地販売園拡大が停滞し始めており、この意味で、在地販路における発展の限界が中澤家を遠隔地に向かわしめたといえよう。それはまた在地市場の一定の成熟を背景とした中澤家のより商人型への変化を示している。

しかしすでに指摘したように当家庭にとり遠隔地販売は相対的に利益が少ない（一九〇六年で単価は小売で二円に対し卸売七四銭）。したがってこの拡大は薄利多売において敢行されたと考えられる。これを可能にした一因には当家蚕種業の一定の大規模性がある。一九〇〇年頃の当家の製造量はほぼ一〇〇〇枚から一五〇〇枚（単位から逆算した推計値）で、更級郡の平均規模（表10の一戸当り産額）を大幅に上回っている。しかしこうした市場対応<sub>11</sub>蓄積基盤の移行は結果的には中澤家蚕種業を廃業に至らしめる。以下ではこの間の盛衰を経営内容に立ちいたって検討していく。

## (2) 経営諸要因の実態

### a 世代交替と雇用労働力

一八九〇年代後半に家族労働力が蚕種業部門に集中していることについては先にみた通りであるが、一九〇〇年代に入ると貞五郎の長男源八が学業（県立小泉蚕業学校）を終了しこれに加わっている。その後治作は養子他出し嘉作も分家することにより同部門は専ら源八の手に移る。貞五郎はすでに関与していなかったものとみられ、飼育担当者の名にも貞五郎はあがっていない（表10、蚕種業関係の書類は源八が作成している）。

表10 更級郡の蚕種業者数と規模の推移

	一化性(春蚕)		一化性二化(夏蚕)		二化性一化〔不越年〕(秋蚕)	
	業者数	1戸当り産額	業者数	1戸当り産額	業者数	1戸当り産額
1896年	262戸	117.5枚	92戸	28.9枚	38戸	89.4枚
97	371	110.3	96	28.8	27	108.6
98	309	118.2	72	29.5	30	52.5
99	305	146.5	56	112.3	14	192.4
1900年	318	177.6	37	41.6	12	171.3
01	288	181.7	61	66.4	7	635.1
02	238	204.9	26	5.8	64	91.1
03	338	153.0	90	88.7	33	28.2
04	230	275.5	64	91.2	33	23.0
05	185	268.5	52	99.9	19	24.7
06	178	232.2	52	94.8	21	45.3
07	162	303.4	61	128.4	18	24.8
08	158	270.2	65	138.2	24	9.3
09	152	235.7	69	112.1	17	5.8
10	154	251.3	75	114.3	20	3.3
11	143	226.9	87	103.3	23	1.7
12	137	243.0	88	67.4	25	9.6

立教経済学研究第三九卷三号(一九八六年)

注) 分類は明治35年以降の『長野県統計書』の分類による。それ以前については(春蚕、夏蚕、秋蚕)の分類である。ただし原種は除外した。

(資料) 『長野県統計書』

表11 明治30年代の蚕種製造担当者

	種類	掃立蛾数	飼育場所	飼育担当者( )内は担当蛾数
1898年	春蚕	1256蛾	中澤家蚕室	中澤嘉作
99	〃	1696	〃	〃
1900	〃	736	〃	宇敷豊吉(455) 今井浪吉(281)
02	一化性	1318	〃	中澤源八
03	〃	1841	〃	〃
05	〃	2070	〃	〃
07	〃	1472	〃	〃(408) T(476) I(308) O(280)

(資料) 「製種蚕児掃立終了上簇撰繭予定月日届」(蚕種検査所宛)

一八六

ところでこの世代交替期に重なる明治三三(一九〇〇)年には隣部落の宇敷家を継いだ貞五郎の弟豊吉と今井浪吉が中澤家で飼育を担当している。今井浪吉は近世期の「手代」(越後からの来住戸)の系譜(二代目)にあり、両人は中澤家との関係の性質(豊吉の娘が後年源八の妻になる)は異にしているがともに日常的にも緊密な生活連関を保っており、ここには頻繁な金銭の融通も含まれている。この年の飼育分担に関しては賃金が支払われた形跡はみられないが、あるいは別の形態で相殺したとも思われる。いずれにせよ雇用労働力というよりは「庇護に対する奉仕」的(浪吉)なまた相互扶助的(豊吉)な労働提供であり、このような労働力が当家蚕種業を支えている一面は無視できない。またこの点は雇用労働そのものにも相通するものがある。

表12は労賃支出の内訳を示している。資料的制約から労働日数と作業内容が部分的にしか判明しないが、特徴的な点は把握することができる。雇用労働力は日雇と季節雇として常雇に区別される。このうち常雇が本格的になるのは一八九〇年代中頃で以降ほぼ明治期を通じて雇用されている。途中確認できない期間もあるが、大正元年を最後としてその後は全くみられない。九〇年代中頃からは日雇と季節雇も増加しており、これが経営規模の拡大に対応していることは明らかである。さらに一九〇〇年代に入ると季節雇も急増している。同時期の家族労働力の減少がとくに男子雇用労働力の増加を必要としたのであろう。

## 明治期豪農の研究

なかでも一九〇〇年の場合、既述のように蚕種製造も家族外に求められており季節雇も特が多い。このため賃金支出が増加している。経営支出全体に占める比重も三分の一と多く(表13)この年の特殊性(世代交替にとまなう家族労働力のブランチ)が現われている。

賃金水準についてまず季節雇をみると、一九〇三年の場合日当にして女子一〇銭と二三銭、男子二二銭と五〇銭である。同年の長野市養蚕雇(長野県統計書)による、以下同様)は女子三五銭から四五銭、男子三五銭から四五銭となっている。これに比べると中澤家では個別労働力間の賃金格差が大きく、またとくに女子が低位の水準にある。なお長野市の賃金水準の推移(養蚕雇)によると男女ともに一八九〇年代後半に対し一九〇〇年代前後にはほぼ倍増、同後半には三倍増(男子の低位賃金が一五銭→三〇銭→四五銭)という急上昇を示している。中澤家では季節雇の雇用に周旋料(一九〇四年、九〇銭)を支払っているが、蚕飼育期に集中する労働力需要の一般的増大のなかで季節雇は必ずしも容易に確保しえないことがわかる(農作雇にはこれ程の変化がない―男子下位賃金で一七・八銭→三〇銭の上昇)。

養蚕労働力の需要増大は季節雇ばかりでなく近隣での日雇の確保においても問題となる。当家では同部落の日雇を比較的多く用いているが、一八九〇年代を通じて中澤家の日雇をやった者は同部落男子居住者のうちの三一人である(村内他部落は六人近隣村は一七人)このうち少なくとも一人は中澤家の小作人な

の推移

単位：円（ ）内は人数

小計	常 雇				小計	田馬 播耕	合計
	部落内 男	村 内 男 女	近隣村 女	その他 男			
			(1) 0.21*		(1) 0.21		19.17
(2) 3.41			(1) 0.22*		(1) 0.22		14.97
				(1)10.18	(1) 10.18		19.88
(6) 18.04				(1) 4.08	(1) 4.08	(2) 1.68	33.99
(2) 16.74						(1) 1.0	22.54
(1) 1.00							62.40
(2) 12.43	(1) 2.20		(3) 0.75	(1)14.0	(5) 15.40		46.72
(1) 14.13	(1)25.0		(1)12.0		(2) 37.0		72.70
(1) 12.76	(1)12.0		(1)11.0		(2) 23.0		57.39
(1) 8.40	(1)13.0	(1)12.0	(1)12.0		(3) 37.0		77.35
(5) 41.92	(2)35.0	(1) 1.13			(3) 36.13	(1) 4.0	117.07
(4) 16.67						(2) 2.29	55.46
(6) 31.43		(2)36.0			(2) 36.0	(1) 6.50	96.40

立教経済学研究第三九卷三号（一九八六年）

いしその子弟であり、日雇の確保に地主的地位が時に有効に作用しているものとみることが出来る。この場合の賃金水準は二七年の事例（この年しか判明しない。女子は不明）によると男子日当八〜九銭で、長野市労賃（農作雇・養蚕雇ともに九月で一五〜二五銭）に比べてかなり低位である。ただし賃金は年間を通じ一定していない。時期はずれが大正元年の当家の場合、日照時間の季節的変動により一〜二月一五銭、三〜四月二〇銭、五月二五銭、七〜九月三五銭、一〇月二〇銭、一一〜月二〇銭となっている。とはいえ同じ年の長野市九月労賃は二五〜五五銭（農作雇）・六〇銭（養蚕雇）でありこれと比べると中澤家の場合は下位賃金の方に近い。

地主小作関係や金貸行為（後述）また恩情的行為—金銭出入帳によると、近隣の子どもにかなり頻繁に小遣を与えている—さらに冠婚葬祭出産病氣見舞など村落社会特有のきめ細かい日常的相互扶助や諸慣行がこうした相対的に低位な賃金

表12 雇用労働力

明治期豪農の研究	日 雇						季 節 雇	
	部 落 内 男 女	村内(除、部落)		近 隣 村		小 計	男	女
		男	女	男	女			
1890年	(1) 2.57	(3) 8.44	(1) 1.20	(1) 6.75	(6) 18.75			
91	(4) 0.77 (1) 4.20	(1) 3.76	(1) 2.40	(7) 11.13	(1) 2.85 (1) 0.56			
92	(2) 4.05	(1) 4.29	(2) 1.36	(5) 9.70				
93	(3) 9.00	(1) 0.30 (1) 0.90	(5) 10.20	(2) 8.95 (4) 9.09				
94	(5) 2.10 (1) 0.13	(2) 2.58	(8) 4.81	(2) 16.74				
95	(1) 15.16 (4) 13.30	(1) 9.78 (3) 23.16	(1) 1.00	(1) 1.00				
96	(1) 2.10 (1) 0.50	(1) 0.48 (2) 15.81	(5) 18.89	(2) 12.43				
97	(6) 7.25 (4) 3.37 (1) 4.49	(2) 6.47	(1) 14.13	(1) 14.13				
98	(3) 2.43 (4) 3.08	(6) 16.12	(1) 12.76	(1) 12.76				
99	(3) 14.22 (4) 10.97 (1) 5.00	(1) 1.78	(9) 31.96	(1) 8.40				
1900	(5) 15.53 (3) 5.63 (1) 2.75 (2) 7.29 (2) 3.83	(1) 35.02	(2) 12.10 (3) 29.82					
03	(4) 22.53 (3) 13.98	(6) 36.51	(2) 9.10 (2) 7.57					
04	(3) 17.28 (2) 5.20	(4) 22.48	(4) 23.43 (2) 8.00					

注) ※は小遣。

(資料) 1890~1900年は「金銭出入帳」。1903・04年は「蚕業金銭出入帳」。

水準を可能にしていると考えられる。常雇も近隣で確保しているが、この場合も賃金水準は低い(男子で長野市年雇下位賃金一七〇八円に対し一二〇三円。ただし女子はやや水準が高く長野市下位七〇九円を上回る一二二円)。大正期に入ると自家の雇用労働力の圧倒的部分は部落内日雇が占めるようになり、雇用労働力を部落近隣関係で調達する傾向は強化されていく。周辺地域一帯に親方子方慣行も行われているから、この意味でも上層農家の労働力確保はこうした社会関係を媒介にしてよりスムーズであったと考えられる。

経営支出総額に占める労賃の比重(表13)は、蚕種経営規模が拡大する一八九〇年代後半以降でも、一九〇〇年の例外を除くと一〇%台からせいぜい二〇%台にとどまる。労賃支出が経営を圧迫する関係はあまり認められない。この背景には如上のように雇用労働力の主要部分(日雇と常雇)を一般労働市場を媒介させることなく「顔」で確保しえたという

収支構成

出							収 益 (a)-(b)
原種	蚕種	蚕具	消耗品	労賃	その他	計 (b)	
円	円	円	円	円	円	円	円
1.40	—	1.39	37.27	19.17	20.0	159.1	525.5
2.0	—	1.98	20.12	14.97	0.52	64.4	458.2
7.90	—	6.75	15.90	19.88	0.12	82.1	485.1
10.60	—	3.41	14.45	33.99	5.25	132.4	431.0
59.50	—	—	4.47	22.54	27.31	138.8	471.0
—	—	17.81	34.90	62.40	32.53	208.8	517.9
25.95	—	25.57	34.39	46.72	27.83	588.5	594.1
15.0	—	8.50	36.47	72.70	1.46	318.0	834.1
3.90	—	8.91	24.75	57.39	2.0	354.6	433.3
5.0	—	13.49	27.47	77.35	—	291.1	713.3
5.10	—	30.10	45.50	117.07	74.61	339.3	772.2
2.20	116.30	20.60	72.36	55.46	20.04	638.0	990.1
—	187.55	22.67	55.20	96.40	15.43	565.0	754.8
(b)=100.0)							指 数
0.9	—	0.9	23.4	12.0	12.6	100.0	100.0
3.1	—	3.1	31.2	23.2	0.8	40.5	87.4
9.6	—	8.2	19.4	24.2	0.1	51.6	92.5
8.0	—	2.6	10.9	25.7	4.0	83.2	82.2
28.5	—	—	3.2	16.2	19.7	87.2	89.8
—	—	8.5	16.7	29.9	15.6	131.2	98.7
4.4	—	4.3	5.8	7.9	4.7	370.0	113.3
4.7	—	2.7	11.5	22.9	0.5	199.9	159.0
1.1	—	2.5	7.0	16.2	0.6	222.9	82.6
1.7	—	4.6	9.4	26.6	—	183.0	136.0
1.5	—	8.9	13.4	34.5	22.0	213.3	147.2
0.3	18.2	3.2	11.3	8.7	3.1	401.0	188.4
—	33.2	4.0	9.8	17.1	2.7	355.1	143.9

表13 蚕種業の

	収 入				支		
	蚕 種	繭	桑	計 (a)	肥料	桑苗株	桑葉
	円	円	円	円	円	円	円
1890年	464.2	219.4	—	683.6	—	0.80	79.10
91	280.5	228.6	—	522.7	24.0	0.80	—
92	258.4	286.3	13.6	567.2	31.50	—	0.20
93	271.5	278.3	22.5	563.4	64.36	—	0.30
94	324.9	281.9	13.6	606.8	45.0	—	—
95	532.1	192.7	—	726.7	61.20	—	—
96	820.0	361.4	1.9	1182.6	90.09	—	337.99
97	859.2	187.8	1.2	1152.1	149.50	—	34.39
98	546.1	98.8	105.1	787.9	94.82	3.0	159.83
99	573.2	357.4	143.0	1004.3	120.07	32.0	15.69
1900	779.0	294.5	73.7	1111.6	66.90	—	—
03	1110.7	421.5	95.9	1628.1	185.0	—	166.05
04	1091.0	147.8	81.0	1319.8	183.0	2.70	—
	指 数				比 率		
1890年	100.0	100.0	—	100.0	—	0.5	49.7
91	60.4	104.2	100.0	76.4	37.3	1.2	—
92	55.7	130.5	166.1	83.0	38.4	—	0.2
93	58.5	126.8	100.5	82.4	48.6	—	0.2
94	70.0	128.5	—	89.2	32.4	—	—
95	114.6	87.8	14.3	106.3	29.3	—	—
96	176.6	164.7	8.9	173.0	15.3	—	57.4
97	185.1	85.6	774.5	168.5	47.0	—	10.8
98	117.6	45.0	1054.3	115.3	26.7	0.8	45.1
99	123.5	162.9	543.3	146.9	41.2	11.0	5.4
1900	167.8	134.2	280.6	162.6	19.7	—	—
03	239.2	192.2	706.3	238.2	29.0	—	26.0
04	235.0	67.4	596.6	193.1	32.4	0.5	—

(資料) 1900年までは表7と同じ。1903, 4年は「蚕業金銭出入帳」

当家の特定の事情がある。ここでは「労使」関係もおよそ近代的意味でのそれとは別のものであることはあらためて強調するまでもないであろう。

#### b 衰退の諸要因

すでに検討したように中澤家蚕種業の一九〇〇年代は販路の遠隔地化を特徴としている。この変化は担い手の世代交替にも対応しており、また経営内容にもそれまでとは異なる変化がみられる。

蚕種製造規模の拡大にとって主要な問題となるのは増加する桑葉需要への対策である。中澤家ではこの問題に対してまず大量の桑葉購入を行った（一八九六年 表13）。しかしその支出（三三八円）は蚕種売上額の前年に対する増加分（約三百円）を相殺してしまい、また経営支出総額においてはその六割にも及んだ。必要桑葉を購入でまかなうのはあまりに負担が大きいためである。すでに土地所有の検討を通じてみたように、ちょうどこの時期に桑畑の拡大がある。その主たる理由にはこの荷重負担があり、結局この問題への対応策が桑畑拡大であった。

しかしそれでもなおかなり多額の桑葉購入を行わねばならない年次がある。その場合の購入時期はほとんどが五、六月に集中している。専ら春蚕用の蚕種を製造している当家にとりこの時期の購入は不足分を補うためであるが、桑畑拡大も桑葉需要を必ずしも安定的に満たすものとはなっていないことがわかる（桑栽培技術上の問題もあるが<sup>(3)</sup>ここでは検討しえない）。この一方で桑

葉の販売も行なわれているが、これは八、九月（秋桑）に集中している。桑葉販売は桑畑拡大以降ほぼ恒常的になっており、桑畑拡大が製種期後には逆に桑葉の過剰を発生させているのである。

この点はさらに中澤家の養蚕業と関連してくる。収入項目のうちの繭は蚕種製造による出殻繭のほか夏繭ないし秋繭を含んでいる。これを販売額で明確に区別することはできないが（金銭出入帳では区別不可能な場合が多い）、例えば一八九四年の場合、出殻繭分に相当するとみられる六、七月の売上げが二百円余あったのち、八、九月にも八〇円程の繭収入がある。つまり春蚕の蚕種製造が終了するとすぐに夏秋蚕の蚕養を開始しているのである。また一九〇三年の場合でみると七月上旬に玉繭二四四程七月下旬に四回にわけ出殻繭三百円余、そして九月初旬に秋繭一二〇円余がそれぞれ販売されている。蚕種業に比べて養蚕業はそれほど本格的に取組まれていないが、ほぼ一貫して同程度の収入水準を保っている。当家の基幹的営業部門（蚕種業）が土地利用（桑畑経営）と不可分離に存立し、そのことが派生的土地利用（養蚕業）を生ぜしめているという各部門間の一連の土地利用共同関係をここにみることができるといえる。後に蚕種業を廃した中澤家は大規模養蚕農家（大正元年の繭販売額が七百円余）へと転身するが、その基礎には蚕種製造と土地利用とのこうした密接な結びつきがあったのである。

ところで経営状態を収益の側面からみると、その伸び率にお



いて、蚕種売上げの上昇の一方で必ずしも順調に展開していない。一八九〇年代後半には、大量の桑葉購入のある六年を除けば、両者の伸びにそれほど違いはないが、一九〇〇年代に入ると両者の違いは顕著になっている。とくに一九〇四年は蚕種売上げが千円の大台を維持しているにもかかわらず、収益は前年代の水準に逆戻りないしそれ以下となっている。前述した販路の遠隔地化が薄利多売の敢行であった限りこうした傾向はむしろ当然といえるが、経営面できるとくに注目できるのはかなり多額の蚕種を購入している点である。これにより経営支出総額に著増をみている。このうち自家養蚕用であるのがほぼ明らか。「一〇円六〇銭 秋蚕種九枚代」(一九〇三年)を除くと、その用途は資料からは判明しない。ただし若干判明するのは買入先は数人にわたりこのうちには近村在住者であることが明らかであること、また時期的には七月下旬に集中していることなどである。その金額からみて、あるいは蚕種販売量の不足部分を近隣から調達したものと考えられる。いずれにせよ自家の蚕種業に変化が生じていることは明瞭である。

この頃には遠隔地販売の「その他」(前掲表9)のうちの大部分(九割以上)が上田蚕種商人の取扱分となっている。一九〇〇年代末期Ⅱ明治末期にかけて群馬県仲買人の取扱量が減少する一方で、遠隔地向けについては上田蚕種商人の傘下に入る傾向が強まっている。一方、蚕種製造についても同末期には源八のみではなくはか三名が蚕飼育を分担している(前掲表11)。こ

の三名は小県郡出身者(上田町、泉田村そして城下村)で、ここにも上田、小県郡との関係が認められる。周知のように在来蚕種業者による品種改良の努力はかえって「雑多」(一八九六年当時で三〇〇品目以上といわれる)な蚕種を増加させる結果となり、当時すでに良質かつ均一の繭を要求する製糸業資本の強い要請を背景に蚕品種統一が社会的に進展していた。蚕種業者の在来的技術が転換を迫られる段階に達しているのである。それは養蚕業の全国的発展にともない技術水準が高度化・平準化するなかで、遠隔地においても通用する品質を保つうえで一層必要とされたのである。<sup>(5)</sup>

ところで中澤家が蚕飼育担当者を外部に求めたことは、こうした市場の要求する蚕種品質に対応しえないという経営上の技術的境界を示している。しかもこの外部依託は自家蚕種業がすでに販路縮少傾向を示す段階に重っており、その対応過程の試行錯誤を現わしている。しかしたとえ部分的な外部依託により販売拡張があったとしても、それによる「労賃」の膨張は避けられない。全盛時においても営業収益には一定の停滞があったが、この段階に至っての労賃膨張による経営の悪化は蚕種業部門を決定的に衰退に導くであろう。その後同部門が急速に衰退する主要な要因にこうした技術的不適応性Ⅱ限界性があつたものと考えられる。

しかしこの衰退は消極的対応としてのみ把握することはできない。すでに指摘したように大正期(一九一〇年代)以降は大規模

養蚕農家へと転身していくからである。この転身は端的には遠隔地販売を通じて過渡的にみられた生産過程からの販売過程の剝離（仲買商人の介入）を一層推し進めることに他ならない。言い換えれば商人型への傾斜を再び生産者型へとひきもどすという経営展開方向の転換である。この転換は中澤家蚕種業が終始土地利用と結びついていたことよって可能であったし、また土地利用との結合という中澤家の生産者型的特質こそが寄生地主的発展のみに向うことなく養蚕業経営者への主体的選択に向かわしめたものといえる。しかしこの特質はもはや旧来の豪農的生産者型のたんなる存続とはいえないであろう。そこには明治末期から大正期にかけての本格的な商業的農業の展開—それは一般的に養蚕業を基軸として果樹、蔬菜、畜産などによる自作小作層の経営発展にみられる—に主体的かつ積極的に対応して経営転換を図る豪農層の自作地主（耕作地主）への推転が予測されるからである。この点は章を改めてみていこう。

(1) 小県郡蚕種業については松村敏「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」『土地制度史学』第一〇四号（一九八四年）を参照した。小県郡に関する数値も同論文による。

(2) 小県郡塩尻村の大規模蚕種業の場合「手作地から製造蚕種の繭飼育に必要な全桑葉を調達することは到底できない」こと、こうしたなかで「蚕種製造と土地所有との関連はかなり早くから薄くなっている」点が指摘されている（同右論文）。また次の指摘もある。「塩尻村の地主の殆んど全部が元は蚕種業者であった。従って地主

層の商人的性格はかなり強く、蚕種業衰退後自給農業に移った耕作地主は別として、相当な部分の地主が、県内の醸造業、土木関係、銀行業、その他商業を営んでいる。」（平野義太郎監修『土地改革の農民的形態』一九四八年、一二三頁）

(3) 例えは次を参照「根刈仕立桑ハ本年夏蚕ニ葉ヲ摘採シテ用ヒ、翌春期ニ刈取リテ春蚕用ニ供シ、其跡ニ発芽伸長シタルモノヲ夏秋蚕ニ用ヒ、翌春期ニ株直シヲ行ヒ、発芽伸長シタルモノヲ夏蚕用ニ用ヒルニハ第一年ノ如クス、如斯隔年ニ春蚕用トスルモノ多シ」（明治三八年 上伊那郡桑樹栽培法調 前掲『長野県史 近代史料編』第五卷「三」一一頁）。すなわち桑畑面積を一定としても二年ごとという比較的短期間を周期に株直しが行われる場合があり、これが各年の製種規模計画とあいまって弾力的な土地利用がなされるであろう。しかしその弾力性はさらに蚕種製造と栽桑の自然条件的また技術的不安定性といえ、多様な内容の桑葉過不足状況が発生することが推察されるのである。

(4) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』一九七二年三七五頁  
 (5) 小県郡においても一九〇〇年後半にかけて「販路の県内への特化を含む販路縮小期」（松村前掲論文）が登来する。

#### 四、商業的農業の「分立」と同族・部落組織

##### (1) リング栽培の展開

蚕種製造から退いた貞五郎は、一方で桑畑拡大があるのとはほぼ同時期にリング栽培への取組みを本格化する。当家のリング栽培は明治二二（一八七九）年父治五右衛門の代に開始される

が(資料1 苹果栽培来歴。以下はこの「来歴」による)、その後ほぼ二〇年間は経営的性格を持っていない。ただしこの導入は長野県における「上から」のリンゴ栽培開始の一環をなし、官製的性格を持つ半面、受容側である中澤家の開明的生産力的性格を示している。後半の経営的發展の歴史にこの性格の発露としての技術的導入史があることは過少評価できない。むしろその上に立ってこそ明治二九年(一八九六)の経営的拡充がある。

この年「古屋敷二百本ヲ植付ケ古屋敷林園ト称ス」が、面積は六反歩である。「古屋敷」について一言すると、ここは空前絶後といわれた寛保二(一七四二)年の大洪水で流失した中澤家の旧屋敷の跡地である。その後別の場所に建てた住宅が現在に続いているが、旧屋敷地にちなみそこを古屋敷(沖名)と呼び、この一角には先祖代々の墓所もある。したがってリンゴ栽培には「家」意識も付帯しており、その官製的性格とあいまって村落社会における「家格」的象徴でもあったと考えられる。

リンゴ園は一九〇〇年代中頃(明治三七年)「西側ノ田及宅地ニ植付」一町まで拡大する。しかしその後は周辺での拡大はない。そのかわり真島村からは千曲川の対岸に近い山畑(購入は明治三三、三年のみ確認できる。表5参照。開墾許可は三九年に受けており、この時所有山林五反五畝、開墾許可反別一反五畝)に拡張している。山畑は「大石果樹園」と「象符果樹園」と称し大正一年まで続く。廃止の事情は「河東線(現在長野電鉄)ノ停車場設

置ナキ事トナリ家事上ノ都合モ産業組合ノミモ県ノ連合会常任監事村ノ産業組合長；其他ノ公務ニテ自ラ監督出来ズ；家内ニ従事者ナシ」というものである。山畑への進出は土地利用における居宅周辺での桑栽培との競合を避けてのことであろうが、その際の場所選定の規準からみて、リンゴ栽培が出荷・販売を目的にしていたことは明らかである。また文面は経営の主力が家族労働力にあったことも示している。長男源八が蚕種、養蚕業を担当する一方で、リンゴ園経営は貞五郎と次男源七郎が中心である(資料2参照)。

「来歴」によると一九〇〇年代にはたびたび販売額の記入がありリンゴ栽培が経営的成果において重視されている一方、その条件である技術改良にも注意が払われている。生産力発展への主体的かわりを通じた経営的上昇志向は、かつての蚕種・養蚕業に対する態度から連続的につながっている。しかし他面では対象が農業的に「純化」(蚕種は必ずしも農産物とはいえない)していること、また販売過程を外化し生産過程に一本化した生産者型になっていること、これらは資本主義の発展に伴う産業の新たな再編Ⅱ社会的分業の深化にたいする農民的な対応の結果である。「来歴」の次の文はこの点に関係している。「取引商人ニ対シ：謝意ヲ表ス此頃マデハ果物商人ニ有力者ナク買却代金未入ノモノ年々アリ損害シタル事度々アリ」(明治四一年)。果物商人層の形成実態が窺われる一方、それを貞五郎が認識し、このことを通じて自己Ⅱ生産者に対し商人を他在化してい

る点が注目される。つまり主体的に商人的側面を自己から分岐させたのであり、それは客観的には豪農の性格の衰退過程であり、そこから分立してくる商業的農業の担い手の自己形成の過程でもある。

ところでこの過程で彼は農村地域の組織活動に少なからず従事している。村長就任期に重なる明治二七（一八九四）年には郡会議員に選出され、また同三二年の郡政改正後第一回選挙（複選制と大地主議員制が廃止され、議員全員が有権者の直接選挙となった）に当選している貞五郎は政治的活動も行ったが、その性格はいわば政治型というより農業に立脚した産業型といえよう（ききとりである古老は彼を「産業者」であったと述懐している）。

二〇歳代で農談会の農産物品評会審査委員（明治二一～二五年）をつとめたのを初期の頃のこととして、後年農会活動を通じて明治四一年には「日本園芸会長野原支会発会式アリ評議員トナル」。また同四五年に「真島果樹組合ヲ組織」、大正五年には「更級郡園芸組合ヲ組織」している。

明治一〇年代の農談会、同二〇年代以降の農会活動が政治的（農政への建議や地主層結集の母体）にも経済的（品評会、農産調査、販売購買活動）にも地主主導的な農民組織化であることはつとに指摘されており、貞五郎の活動にある地主的側面は否定さるべくもない。しかし活動内容が米ではなく果樹生産の振興であり、果樹生産に関しては貞五郎自身生産者であることから、活動の目的は地主的利害の追求というより小商品生産に立脚した

経営的發展にあるとみた方が適切であろう。郡園芸組合を組織し自ら副組合長（組合長は郡農会長）になる大正五年には更級郡のリング生産量は県下第一位を記録している（図2）。この間の組織活動が自家リング経営のみにとどまらず地域的な農業生産の面での成果を伴っている点が確認できる。

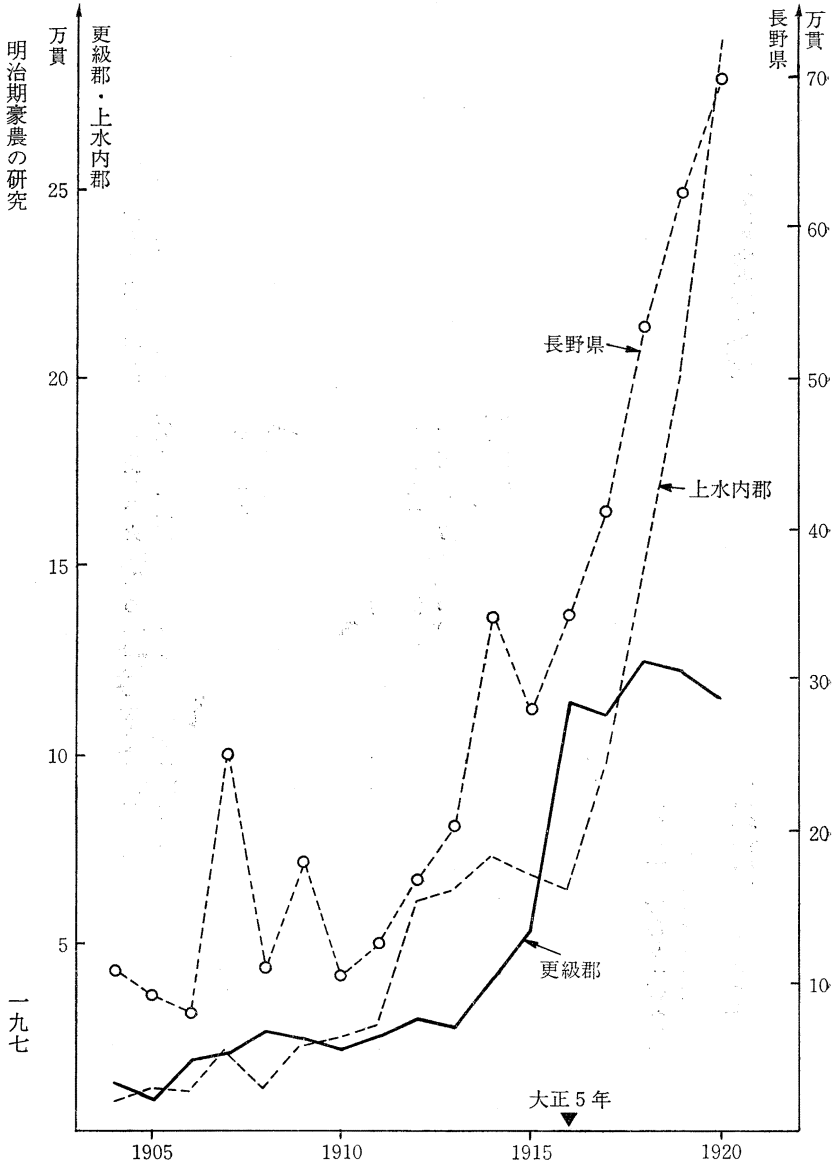
商人的性格を外在化した生産者型的發展はこの段階ではもはや「ブルジョア」的發展を意味するのではない。小商品生産者に自己同化し、したがって農民経営一般と利害を共同する形態がその發展方向である。この間の組織活動は産業型豪農が小商品生産者のリーダーへと主体的に転身していく過程にほかならないといえよう。

#### (2) 中澤家と同族・部落組織

以下で検討する二つの組織は、中真島部落の農民組織・中真島俱樂部（一九七〇年代初頭「高度成長期」まで存続）と、同部落内でさらに構成員資格が限定された同族組織・一心講（現在も存続）である。貞五郎は両組織で中心的役割を果たすが、それは転身が小生産者への主体的自己同化である限り、生産と生活の拠点である部落でも必然化される行動の態様である。

これら二組織の創設は一心講が明治一四（一八八一）年、真島俱樂部が同一七年である。農村「近代化」初期に属するこれらの組織化は、一般的には日本の原蓄遂行過程におけるいわゆる村落共同体の「危機」への内部からの対応とみることができ、その創設事情をここで詳しく検討するゆとりはないが、ま

図2 更級郡リンゴ生産量の推移



(資料) 『長野県統計書』

ず一心講については創設者中澤治五右衛門にかかわる次の文をあげておく。

明治十四年同志ト計リ毎月多少ツ、有志金ヲ募リ貯蓄シテ死亡者、火災者、伝染病者等アル家へ壹円以上五円マデ救恤金ヲ施スル一心講ナルモノヲ組織ス

村内への貨幣経済の浸透に対する相互扶助組織として一心講は創設された。後にみるようにそれはとりわけ「同族の相互扶助」組織であることを特徴としている。一方真島倶楽部（以下倶楽部と略称、資料3）は頭初はこの名称ではなかった。前身は文化的活動（躰身、活花、抹茶、歌など）を目的として明治一年に貞五郎を含む三人のメンバーで始動する。このうちの一人（湯本辰吉）は中澤家の小作人で、その子弟は中澤家の雇用労働力であり、また租税支払いを中澤家に「依託」している。両

家の関係は幕藩体制下の村内身分階層制における家間の主従関係<sup>(2)</sup>を継承した庇護奉仕の生活連関を基調にしている。しかし湯本家は一心講には加入していないのであり、その関係は同族関係とは明瞭に区別されている。その後一七年には自信社と命名されメンバーが部落内に拡大する。倶楽部に改称されるのはさらに後年であるが、一七年をもって創立とされている。この段階でも新聞雑誌の供覧など文化的活動が中心であるが、二〇年代に入ると活動内容に変化が現われる。それは二三年会場を「冬ヨリ貞五郎蚕室へ移シ」た頃からで、この会場で農産物品評会が持たれたまた稻試作（貞五郎田ヲ借受ケ）が行われるなど

農事改良組織としての性格が加えられる。

中真島部落の居住形態は図3に示す通りである。これは現在の様相であるが、第二次大戦後も二戸程度の増加（「分家」）があったのみで、明治以降現在まで新来住戸はないことより、同図はほぼ明治期の状態を写し出している。周辺地域一帯の特質上、部落は幕藩体制下の五人組（ただし旧松代藩領地のみ）が分家創出することを通じて拡大した二ないし三の同族団（マキ）を中心に構成されており、中真島部落でも中澤マキと相沢マキが主要構成戸である。このうち中澤マキの方が経済的かつ社会的に優位を占め、明治期以降の結合度合も一心講の形成存続を通じて中澤マキがより強固である。なお第二次大戦後は一心講のいわば反作用として、中澤マキ以外の各戸を含め相沢講が形成されている。

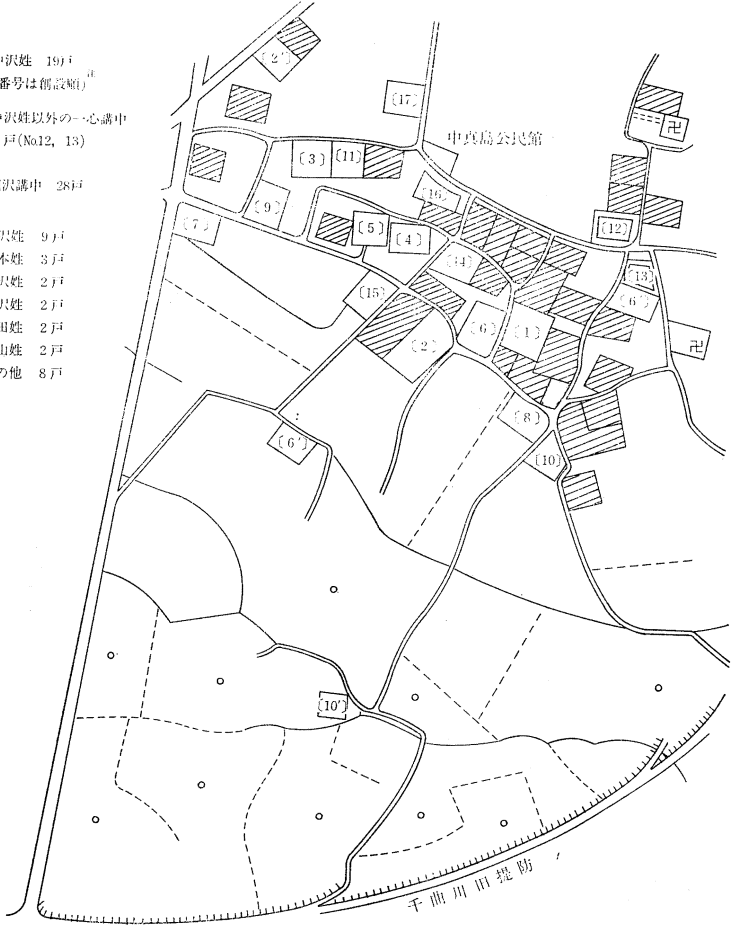
ところで倶楽部が「組（部落）内壮年一般ヲ会員トナシ」農事改良の性格を付加している点は、発生期農家小組合の「技術的並に社会的活動に目醒めたる部落」としての特質を示している。当時の農家小組合は後年大正期のそれと「形態異り、其の趣旨も亦少からず相違せる」のであり「例へば柑橘会、果樹会の如きものにして単に一地方における特産品の改良普及並に其の地方の風教改善を図れるが如きもの類」が多かった。貞五郎が後に真島村果樹組合（明治四五年）そして更級郡園芸組合（大正五年）を、いわば上向的に組織していく在村的基盤にこの倶楽部活動を位置づけることができる。そこには在来的蚕種業

図3 中真島部落構成戸の居住状態

明治期家農の研究

- 中沢姓 19戸  
(番号は備設順)
- 中沢姓以外の一心講中  
2戸(No12, 13)
- 相沢講中 28戸

- 相沢姓 9戸
- 湯本姓 3戸
- 桐沢姓 2戸
- 岡沢姓 2戸
- 吉田姓 2戸
- 小山姓 2戸
- その他 8戸



注) 「」は大正期以降の分家。中澤各家の番号は一心報徳社改称時の連名順位に照応している。図4参照。

者の系譜をひく貞五郎特有の「特産品」（リンゴ）改良普及による小生産者の発展のヴィジョンが介在していたであろうことは容易に推察される。

倶楽部は農事改良以外にも「組内一般少年ノ素読所トシ」あるいは修身歴史衛生教育を幻燈会説明会を通じて行なうなど部落の文化的向上も目的としている。また「里道へ敷石ヲナ」す生活施設改善、冬期には「縄ヲナへ」農休には「堤防ノ一ノ雑草ヲ刈」これらの売却収入による基金積立およびその利子の倶楽部維持費への充当など、一面金銭経済に対応しながらより広範な農村生活改善がめざされている。農事改良も含めてこうした部落ぐるみの動きに伝統的社会的関係の存続面を把握することができ、しかしここにはむしろその伝統性が組織化を通じ自覚的に活性化されている面をみるべきであろう。さらに倶楽部Ⅱ部落だけではなく一心講Ⅱ同族の併立は、この活性化が家個有の系譜意識の自覚的強化をも伴っている点に注目できる。

ここで一心講の同族団的特質に關しやや詳しく検討しておく。一心講メンバーには中澤マキ（すべて血縁分家、図4）のほか今井家（既述の中澤家畜種業の手代の系譜）と須藤家（明治以前の松代からの来住戸）が加っている。この点純然たる同族組織とはいえない。しかし両家は頭初より特殊に加入が許されたものとみられ、その後マキ内の分家（例えば岩蔵や嘉作）が自動的に加入するのに対して、他姓戸は両家を除き終始加入していない（資料4、規定第八条および第一五条を参照）。また関係書類上の連

名順位は総本家を筆頭に確実に系譜（創設年次）の旧い方からとなっており、両家はその末尾に位置づけられている。ただしこの順位は必ずしも本家權威を承認する形態ではない。つまり分家、孫分家さらにその分家へと、総本家との直接的関係が希薄化かつ錯綜する拡大を示すなかで、創設年次順は各家の本分家間の相互認知関係を越える客観的調節的基準にすぎないといえるからである。また講中の位座にも本分家間の区別はなく、メンバー個人の年齢順となっている。ここにも本来の同族結合からの一定の変容が認められる。

これら本家統制の弱退化の一因には総本家の経済能力の低下（すでに何世代も前にさかのぼる頃と言われる）したがって扶養能力の低下（端的には分家分出件数によって表わされる）がある。しかしこの弱退化は同族結合の衰退には結びついていないのである。一心講の形成が示すところはむしろ同族結合の強化であり、そしてこの場合同族は新たな原則より平準化した連帶的關係で再編されている。これについては歴史変化に対し相対的に独自の血縁意識の存続など（先に指摘したように一心講は現在も存続しており、最近もマキ内の一戸に跡取りのない事態が発生したが、異外に住んでいる弟の息子と出生時においてすでに養子縁組を取決めている）にわかに判断し難い問題があるが、ともかく「近代化」という歴史変化への自覚的対応形態において同族が改めて浮上したのであり、ここではタテよりもヨコの関係が優位になっている点が留意される。一心講形成を率先・継承した治五右



図4 一心講の構成戸と中澤家の系譜関係

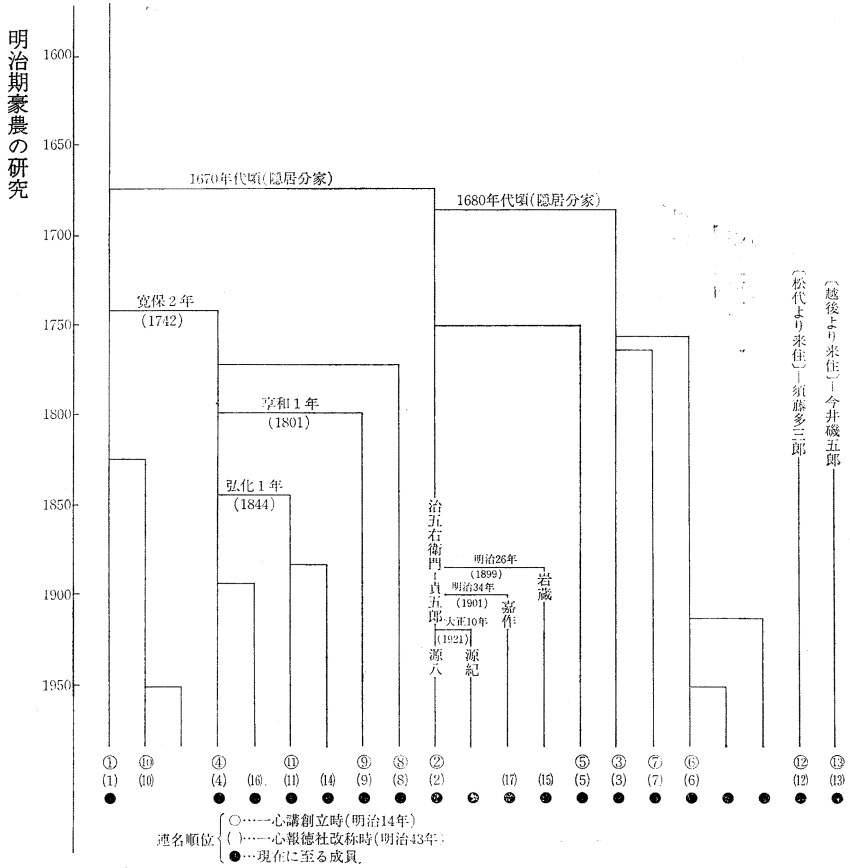


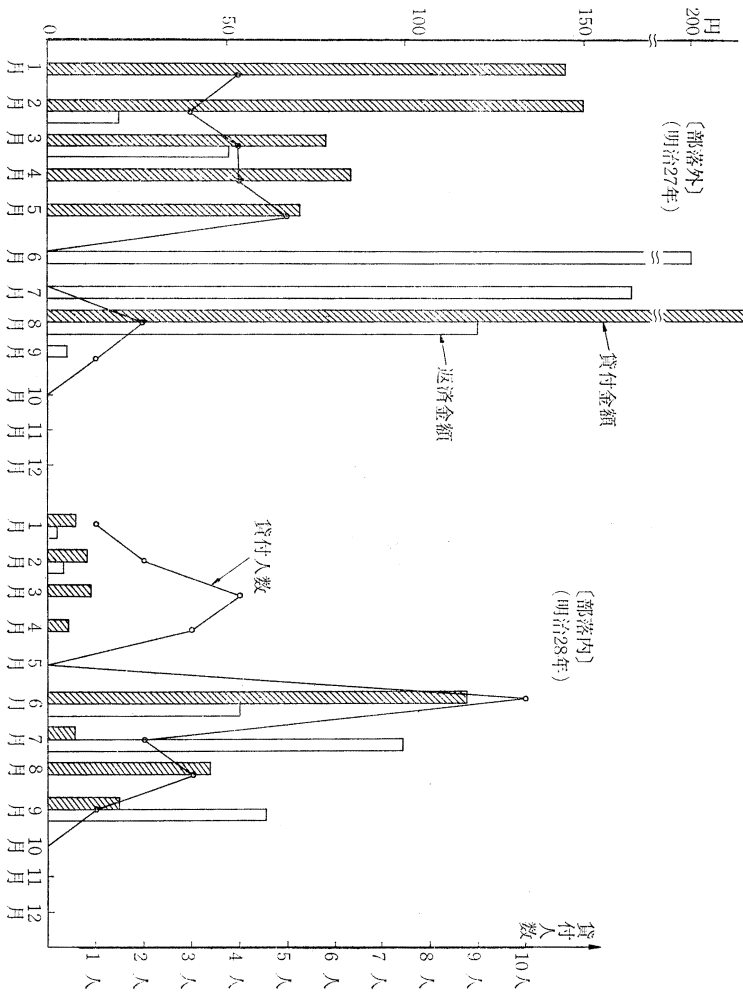
表14 貸金状態の推移

[ ] 内は1回当り貸付額

年次	合計	部 落 内		村 内 (他部落)		村 外	
		円 人回	円 回	円 人回	円 回	円 人回	円 回
1890年	379.1	217.5 (12 28)	[ 7.8]	125.0 (6 8)	[15.6]	36.4 (4 4)	[ 9.2]
91	1821.5	233.5 (13 27)	[ 8.6]	1203.0 (11 15)	[80.2]	385.0 (5 6)	[64.2]
92	940.2	117.2 (11 21)	[ 5.6]	570.0 (9 13)	[43.8]	253.0 (5 7)	[36.1]
93	1139.1	228.5 (9 24)	[ 9.5]	575.6 (11 21)	[27.4]	335.0 (3 4)	[83.8]
94	927.0	161.0 (16 31)	[ 5.2]	686.0 (15 21)	[32.7]	80.0 (5 5)	[16.0]
95	934.2	183.2 (16 23)	[ 8.0]	451.0 (8 13)	[34.7]	300.0 (1 1)	[300.0]
96	632.8	256.8 (10 21)	[12.2]	236.0 (11 11)	[21.5]	140.0 (1 1)	[140.0]
97	896.6	276.6 (5 13)	[21.3]	620.0 (4 6)	[103.3]	—	—
98	295.3	90.3 (6 12)	[ 7.5]	190.0 (4 4)	[47.5]	15.0 (1 1)	[15.0]
99	391.8	166.8 (11 19)	[ 8.8]	225.0 (3 3)	[75.0]	—	—

注) 1円以下の当座貸し(無利子)は除外した。  
〔資料〕「金銭出入帳」

図5 貸金の月別変動



(資料) 『金繰出入帳』

衛門・貞五郎家がそもそも分出された家である点に、頭初より本家統制上の矛盾が内在していることもさることながら、この率先・継承者における家意識の強固さが確認できる。同時にヨコの関係の優位性には治五右衛門、貞五郎のマキ内部の小生産者資格における対等観が胎胚・顕在化している点が窺われるのである。

一心講の具体的な活動は半年ごとに持ち回りの取扱人による積金徴収である。そこでは経済的な実質的平等原則（明治三年の積金月額は最高の貞五郎の一〇銭、以下七・五銭から二・五銭まで細い格差が設けられている）が維持され、明治三六年には「有金公債五十円現金一六九円毎月積金高計八二銭五厘宛」とある。講中の範囲内では貸出しも行われておりその存在は「ありがたかった」（きざとりによる）という。

それが同族という形態をとるにせよ、こうした金融互助組織が成立する基盤には、下層まで含めた現金経済の浸透がある。中澤家の貸金状態によると（表14、図5）、部落向けとそれ以外の場合との間に差違があると、第一に前者の方が人数においては多いが貸金額ははるかに僅少である。また第二に前者は六月に集中している。部落向け金融では貸金の回収も七月と九月に集中し貸出期間も短い。これら集中月は、部落向けが養蚕農民金融であることを示している。部落内外のこうしたかなり明瞭な差違は中澤家が意図的に部落内の養蚕経済の進展に対応した結果ともみられるが、それ以前に農民間に季節的集中的な現金需

要の増大があることが明瞭であり、こうしたなかでは一心講も機能的に十分有効性があつたのである。

金融面に関しては倶楽部がこれに関与した形跡は全くない。一方中澤家は明治三三（一九〇〇）年に「銀行」（更級銀行支店として）を開業しており、一般農家向け金融は営業化している（明治四〇年代には真島村貯金組合と改め年間貸付利率一割ないし一割強で部落のみを対象としている）。貨幣経済が浸透しているとはいへ、まだ成熟しきらない（とくに倫理観の形成上）段階で、相互の「信用」ないし金銭的相互扶助においては同族の一線が敷かれていたことが窺われる。他面同族が機能的には「信用」関係として再編された点に、同族の歴史的規定的側面を把握することができる。

農民的「銀行」設立の動きはほぼ同時期に更級郡各地で生じている（表15）。その大半が極めて小規模であつたといえ、養蚕農民経済の発展に伴う在地レベルでの農民金融の活発化があつたといえよう。またそれは初期産業組合運動とも必ずしも截然と区別しえないのであり、この点は貞五郎自身が「本県産業組合の事実上の元祖」とされる有限責任更真信用組合創設（明治三十三年二月設立）<sup>(9)</sup>に関し「早くも共存共栄を最高の理想とする産業組合建設を提唱」していることからみてそうである。部落および郡村での組織活動をあわせて把えるならば、ここにはその後村外の資本主義経済の発展に対応して機能的に分岐していく小生産者の組織的諸要素（農産物別組合、産業―信用・購買・

表15 更級郡における銀行の預金・貸付状態

単位：円（ ）内は%

銀行名	創立年	明治35年		明治42年	
		年間預金額	年間貸附額	年間預金額	年間貸附額
六十三	1897年	9,092,798 (81.7)	4,691,175 (81.1)	19,654,357 (94.9)	10,790,589 (86.5)
六十三中津支店		397,773 (3.6)	331,486 (5.7)		
六十三篠ノ井支店		373,387 (3.4)	180,388 (3.1)		
川中島	1898年	705,813 (6.3)	90,952 (1.6)	374,041 (1.8)	390,676 (3.1)
更級	1900年	203,251 (1.8)	221,713 (3.8)	315,831 (1.5)	597,871 (4.8)
更級篠ノ井支店		107,617 (1.0)	54,909 (0.9)		
更級真島支店	(1900年)	36,429 (0.3)	26,951 (0.5)		
更級稲里支店		130,825 (1.2)	30,475 (0.5)		
戸部	1898年	58,678 (0.5)	84,440 (1.5)		
力石	1879年	17,167 (0.2)	44,202 (0.8)	95,758 (0.5)	228,376 (1.8)
東福寿	1898年	3,640 (0.0)	13,102 (0.2)	124,275 (0.6)	304,796 (2.4)
小松原	1898年	120 (0.0)	17,192 (0.3)	93,869 (0.5)	85,554 (0.7)
産業		未創立		49,644 (0.2)	78,265 (0.6)
合計		11,127,498(100.0)	5,786,985(100.0)	20,707,775(100.0)	12,476,147(100.0)

(資料) 『長野県統計書』

販売・生産（組合など）が生産者型リーダーのうちに未分化のまま進取的に存在していた点をみるべきであろう。ちなみに第二次大戦後の一心講は金融的要素を失い専ら「一族の親睦」と「情報交換」の場となっている。

ところで明治四一年に倶楽部は創立二五年記念会を、また一心講は同四三年に一心報徳社に改名、同時に規定の拡充的改正を行っている。記念会開設にあたり「取調」（資料3）は貞五郎自らが行っており、報徳教の導入も貞五郎によるものとみられる（資料4の規定文執筆は同人）。この導入は「至誠、勤勞、分度、推讓ヲ実行スル」（規定第三条ノ二）小生産者の日常道徳の推奨を目的としている。この背景に報徳主義の「社会的」隆盛（明治三八年「報徳会」発足）があることは推察するに難くないが、明治末期の段階で報徳主義が寄生地主化（「上昇転化」）するのとなく生産者型を維持した豪農の小生産者リーダーへの転身の一環として受容されたという点は注目しておいてよいであろう。そこでは「報徳訓ヲ奉読」するだけでなく「教育勸語、成申詔書、奉読」さらに「僧正ノ教育ニ習」うのであり、報徳教のほか天皇、家（仏教）に対する価値観も導入されることになる。それは時あたかも進展しつつある地方改良事業に対し、これを在村的に支えうる動きといえよう。

一方、倶楽部はすでに「日露戦ニ当り出征兵士ヲ送迎スル為少年音楽隊ヲ組織」し兵士慰問の窓口ともなっている。これら一連の動きのなかで結合の内的原理を異にするとはいえ現実の

生産・生活の場における同族メンバーと部落メンバーの重なりあるいは相互交流は、家の系譜関係を越えて部落的まともりのうちにそれらの価値観の定着を可能とし、それはさながら部落が「天皇中心の新たな国家『共同体』」<sup>(10)</sup>に吸収されていく過程ともなりうるのである。

かつて原蓄過程になされた同族・部落の組織化が、こうして産業革命期を経過する日本資本主義の発展段階において改めて再編・強化された。それを主導した貞五郎の行動の意義は、もはや農民経済との異質性が明確になったより強力な資本主義経済に対し、小生産者社会の内部から主体的に対応しうる組織的基盤を形成した点に求められる。またこの意味では一心講も倶楽部も結合原則を異にするとはいえ、同一の歴史的规定性のもとに存在したといえよう。しかし貞五郎の行動を改めて個別経営に立戻ってみるならば、同族・部落結合の再編ないし強化は、これによる血縁的地縁的共同態の分解阻止を通じて、経営の安定基盤を保証する重要な要因となった点も無視できない。<sup>(12)</sup>先にみたように雇用労働力における部落依存性には中澤家経営の一特徴であり、それは大正期にかけて強化さえされている。伝統的共同態活性化の農民的指導者をして、その富農経営においては、活性化された伝統的共同態を企みに組込むという明治末期村落社会特有の新たな「守旧」現象が現われているといえよう。

(1) 菅野前掲書『近代日本における農民支配の史的構造』第二章

参照。

- (2) 当地域の松代藩領の村々には経済変動により変容がありながらも幕末期まで身分階層制(種々の身分名称があるが、基本的には帳頭ニ百姓に対する戸ないしそれ以上の帳下ニ従属身分層として現われる)が存続した。吉岡知雄『松代藩の農民の階層についての一考察』また拙稿『近世末期農村における「家」及び家族の一考察』(『村落社会研究』第一三集一九七八年所収)を参照。
- (3) その実態については喜多野清一『信州更級村若宮の同族団』(『民族学研究』第三卷第三号一九三七年)を参照。
- (4) 中澤家総本家は天文年間の川中島合戦以前より当地に居住し、近村旧上水鉋村唯念寺は当家が菩提寺として建立した。その最初の分家である貞五郎家は相統上のいささつで隣村網島村の明桂寺に帰依したが、近世期から現代に至るまで檀家総代を勤めている。
- (5) 我妻東策氏による規定(棚橋初太郎『農家小組合の研究』一九五五年一〇頁)。
- (6) 帝國農会「農家組合」一九二八年(棚橋同右書による)。
- (7) 明治末期にかけて「大略、小額の信用貸でなし崩しに返済させるものは(年間)三十割前後が全国的な金利：実に驚くべき高利である」(朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』一九六一年、三二二頁)。これに比べると真島村貯金組合は高利貸とはいえない。
- (8) 『長野県産業組合史 第一編』一九三五年二九頁。
- (9) 昭和一一(一九三六)年一月一五日付「長野新聞」記事による。
- (10) 菅野前掲書二五〇頁。
- (11) 一面で地方改良運動のイデオログとも評される山崎延吉は、

## 明治期豪農の研究

「五人組の余習が未だ脱けず隣保の新密なる関係が尚は残れる今日に於ては、如何なるものでもよいから、共同の目的を達することにため、一人でも多くの人が申合せ、寄り合つて事をなすことしたいものである」と提案し、それを「産業組合の前提とも」したらしい旨を述べている(『農村自治の研究』初版明治四一年「明治大正農政経済名著集22」一九七七年版一九五頁)。この提案は貞五郎を主導して実行されているのであり、一方すでに彼自身初期産業組合にかかわっており大正期以降はこの活動を本格化し組合長も勤めることとなる。

(12) この実態は具体的内容を異にするとはいへ会津の豪農星総本家による「同族集団的生活関係の分解阻止」の行動にあい通ずるものがある。その場合コカタの側にも「農民の勤勉主義・生産主義」(中澤家の事例ではマキ内部の報徳教の受容)があった点にも注意を要する(藤田五郎前掲書『日本近代産業の生成』一二〇頁以下)。

## 五、むすびにかえて—小括と展望—

幕末期以来の蚕種業者として明治期をむかえた中澤家は一八九〇年代には自家蚕種業部門において「摸索期」に入る。その過程は在来蚕種業者特有の遠隔地商人的性格の後退の一方で在地の新たな市場開拓に積極的にかかわっていく過程であった。少なくとも明治前期の蚕種製造の全国的拠点となす小県郡に対して、いわば周辺の位置を占める更級郡において蚕種業者は一面でその相対的希少性ゆえにより容易に在地市場を開拓しうる立場にあった。しかし他面では蚕種業者が本来的に有する生産

者の性格に基づき地域産業振興の指導者として在地における養蚕業の発展を志向した結果がこの市場開拓であった。「模索期」は蚕種業者のこうした固有性と近代の先進的養蚕地帯という地域的特性の接点において具体化された形態であったといえよう。そしてこの業種的地域的に規定された「模索期」の存在は、その後の中澤家の経営展開に対し伏線の意味を持っている。

中澤家の生産へのかかわりは「模索期」においては水田自作に現われ、それを経過した後には蚕種業の発展とともに桑畑経営拡大に現われた。しかしその過程は経済外的諸要素がむしろ積極的に「動員」されている。それは家的要素（分家）であり、社会関係的要素（農村名望家）であり、ともに一面のマイナスと他面のプラスを含みつつ、経営展開の方向を規定づけた。また両要素は現象形態こそ異なるが、この段階ですでに貞五郎の部落改良ヴィジョンの核（同族結束と部落結束）をも構成していた。

一九〇〇年代は経営を世代間で分担しながら（蚕種とリンゴ）相互に異なる方向と形態で進展する。蚕種業は再度の販路遠隔地化が敢行されるが販売過程を外部に依存した（在来蚕種業者の変容）薄利多売の経営は収益水準を必ずしも上昇させず、さらに一定の技術的限界に遭遇するなかで急速に衰退していく。しかしこの衰退も終始農業生産基盤から乖離しなかったことを内の要因として中澤家は大規模養蚕農家へと変化する。一方リンゴ経営は規模・収量の拡大を示すが、それはとりわけ小生産的

基盤の質的拡充過程であり、この過程の進取的主体的性格は貞五郎自身を後年に継承される商業的農業展開の地域的推進者に導く（旧更級郡一帯に第二次大戦後は戦前の桑畑の大半がリンゴ畑になる）。

本稿で分析の中心的位置を占めた一八九〇年代から一九〇〇年代にかけて、その入口において豪農的蚕種業者（熟達した生産者であり商人である）として出発した中澤家はこうして出口においては、商人的性格を外化し、しかもそれを特産品の商業的農業（リンゴ）の推進者の性格に引継ぐかたちで、その意味でより生産者型蚕種業者特有の小生産者リーダーへの転身を果たしている。またこの転身を可能にしたのは、中澤家の内在的要因（蚕種業者）ばかりではなく、養蚕業を基軸にして早期的に商業的農業に携わった当該地域の農民経営一般の新たな展開でもあった（郡別リンゴ生産量で県下第一位となる）。

中澤家が明治期を通じ自作畑を基盤に経営的上昇を絶えず志向したことは、「上昇転化」に帰結しなかった豪農のいかにも豪農的な展開方向であったと思われる。というのも豪農が幕藩体制下において日本の近代化の生産力担当者として歴史的に登場したという限りにおいて、その生産主体としての性格を放棄することより、いかに展開するかが自己内在的課題であったはずだからである。この課題を追求しえたのは中澤家が養蚕地帯で蚕種業を営む豪農であったからであり、かつ地域養蚕業の発展と併進する蚕種業者であったからである。しかしこの在地生



産力に關与する当家の性格（伏線としての「模索期」）は、結果的にはそれ以降、小生産者の共同組織化方向（産組結成を含む）を辿る前史的位置を占めたのであり、貞五郎をして早期にリンゴ経営に向かわしめ、もはや決して「ブルジョア的發展」方向ではなく結局小生産者型への推転に帰結した。

中澤家の経営（生産者の側面）は土地所有（地主的側面）の展開方向を規定づけた（村外寄生化）という意味で、より生産者型を示すが、その具体的形態である地主的發展における部落回避は、経営における部落依存と表裏の關係にあつた。その経営は土地と桑畑を重要な生産手段とすることにより元來小生産者の利害を周辺農民と共有すると同時に、その富農的發展の基礎にほもととも伝統的共同態依存の性格があつたのである。資本主義經濟の發展は一般に小生産者を分解の危機に曝す。中澤家が主導した共同態（同族・部落）の結束強化は、この危機への富農的対応であつた。ここには豪農経営に固有の限界が現われている一方、それを通じて小生産者を「下から」組織した意義はみるべきであらう。明治期豪農の小生産者型への自己同化過程を通じた、小生産者リーダーへの推転は、こうして伝統的共同態を明治末期に日露戦後経営という歴史舞台に一定の必然性をもって再び登場させるのであり、それが一般的な自小作前進により大正期以降の資本主義の独占段階のもとで本格化してゆく産業組合運動といかに連関していくかを検討するのは今後の課題である。

## 明治期豪農の研究

(1) 「養蚕型が在村地主、耕作地主型地帯の典型として分析しうる」と同時に「長野の場合、産業組合の發展の条件として」「耕作地主・自作地主層の役割を評価しなければならない」と指摘されている（森武磨「農業構造」一九二〇年代史研究會編「一九二〇年代の日資本主義」一九三三年六章二四五頁）。

### 〔資料〕Ⅰ 苹果栽培來歴

明治十二年父中澤治五右衛門官選戸長拜命勤務中長野県庁勤業掛り員ヨリ苹果苗木二本ノ分ヲ受ケテ庭内ニ栽培シタルヲ始トス

明治十八年苹果苗木三十本 一種 種 十五種類類二種類外ニ洋鵝ミノルカ而種雌二羽ゾ、(秋季横浜ニテ)買入レタリ(津田先生ノ講話ヲ聞キ)苗木ハ三年間代出シテ行へ本植トナシタリ(舶來果樹要覽ヲ見テ)

明治十八年村社祭典ニ農産物ヲ神前ニ供へ優良品ヲ供へタル者ニ表彰スル事トナリタリ真島村農産品評會ノ初期苹果ハ接木ヲ行へ近隣ニ分与シタルモ病害虫ノ為メ枯死スルモノアリタリ成木シタルモノモ酸味多ク唯タ形ノ大キヲ以テ賞賛シタリ 売価一貫目ニ付 病虫害フラン虫、貝殻虫 鉄鉋虫、カラゲ虫(防虫法知ラズ) 水油ニ石油ヲ混合シテ塗り付ケ又刷ニテ摺リ擦ル(ハケ長野ノマキヤ支店ニ注文シテ拵ヘタリ) 重油ニテ雜巾掛ヲ行へ小枝ヲ枯シタル事モアリ鶏ハ孵化シテ知己ニ分与シタルニ産卵率宜シク當時相当ノ成績アリタリ

明治二十九年五月古屋敷ニ二百本ヲ植付ケ古屋敷林園ト称ス六反歩病虫害ノ防除充分出来ズ優良品種ハ枯損シ下等品種倭錦オートレイ等ハ豊産故ニ繁殖スルニ至リタリ…(中略)… 売却価格モ安キタメ(二十錢乃至三十錢)等ニ手入モ充分ナラズ

明治三十六年漸ク売却金壹百十六円式拾銭此ノ以前ハ少量ナリシ  
明治三十七年増圃〔西側ノ田及宅地ニ植付事業ヲ拡張ス〕 玉魁 祝 紅  
同年九月十七日大風アリ落果壹百餘貫 玉国光 柳玉

明治三十八年豊産売上金壹百八十五円收入〔宅貫売価五十銭当リ〕

明治三十九年同上五百五円收入

明治四十一年蜜蜂ヲ飼ヘ始ム〔日光町吉田弘造翁ノ指導花粉ノ交配宜シキタメ〕

同年大豊産優錦ハ宅反歩ヨリ壹千貫ノ収量アリ

同年十月六日日本園芸会長野県支会発会式アリ評議員トナル

同年岡山県小松長三郎氏ヨリ燻蒸袋千五百立方ニケ 青酸加里ヲ行  
五千立方ニケ 五百立方ニケ 瓦斯燻蒸

同年長野町城山ニ於テ一府十県連合共進会ノ開催アリ苹果一等金牌大麥

二等銀牌蚕種三等銅牌玄米三等銅牌繭四等褒状ヲ農商務大臣大浦憲武閣  
下ヨリ授与セラルル其ノ共進会ニ御來臨ノ 竹田宮殿下並ニ〔農商務〕大臣  
ニ苹果ヲ献納シテ御挨拶状ヲ受ケ

取引ノ商人ニ対シ伊藤菊治郎中澤安太郎夏目喜八郎商店へ銀牌ヲ贈呈シ  
テ謝意ヲ表ス此頃マデハ果物商人ニ有力者ナク売却代金未入ノモノ年々  
アリ損害シタル事度々アリ

明治四十三年三月六日更真信用組合創立十周年ノ祝賀式ヲ最明寺内ニ挙  
行スルニ当リ桜桃苗木ヲ組合員ニ分与ス三月園内ニ番小家ヲ建築ス〔苹  
果壹メ目単価一円也〕四月次男源七郎苹果先進地青森県…北海道余市地  
方栽培実地ヲ視察セシム…〔中略〕

同年八月二十六日日本農知事大山綱昌閣下試験状況視察ニ入圃アリ  
明治四十年ヨリ大日本農會品評会ニ苹果ヲ出シテ入賞毎年ス大日本農會

総裁宮大勲位功二級貞受親王殿下ヨリ名譽賞状御下賜

〔中略〕

明治四十五年三月二十日真島村果樹組合ヲ組織ス

〔中略〕

大正五年十二月式十日更級郡園芸組合ヲ組織シタリ〔組合長ハ郡農會長  
（副會長ニ就任）

（以下略）

△資料2▽申請書

長野県更級郡真島村字中真島

古屋敷林園

当園ニ於テ經營ノ苹果園約壹町歩樹齡拾壹年式百五拾本同五年五拾本同  
式年百五拾本ノ苹果樹ニ綿虫ノ害ヲ蒙リ從來ノ方法ニヨリ駆除予防ニ勤  
メ居リ候得共未ダ全滅ニ至ラス困難仕リ候然ルニ近年苹果ヲ栽培スルモ  
ノ年々大ニ増加シ本村内ノ前年栽培ノミ式千本ニ及ノ盛況ナリ故ニ此ノ  
際ニ於テ綿虫ヲ全滅セザレバ益々伝増シテ其ノ害莫大ナラント存ジ先般  
岡山県農事試験場長ヲ煩シ同県下小松原長三郎ニ於テ發明ノ実用新案登  
録瓦斯殺虫果樹覆〔二方尺〕同上瓦斯燻蒸覆〔三方尺〕ノ式樣ノモノ附屬品  
共買入致シ害虫全滅仕度準備候処主用ノ藥品ナル青酸加里及硫酸等ノ使  
用ニ当リ其ノ含有ノ分量ヲ知ラス果樹ノ被害ノ度ト薬石ノ燻蒸時間等モ  
知ラズ依テ發明者ナル小松原長三郎へ再三照會候処現今商店ノ販売品ハ  
其ノ含有ノ殺虫力九十乃至三十二ニテ一定セズトノ回答ニ付地方ノ当路ノ  
教師ニ尋ヌルニ学説ノミニシテ実施シタルモノ無ク誠ニ当惑仕候仰願ハ  
知事閣下ノ御配慮ニ依リ専門ノ指導者ノ派出ヲ得テ実地ニ臨ミ御指導ヲ  
受ケ度其効果ニテ全滅ニ至リ候得バ独リ当園ノミノ幸福ナラス県下同業

者ノ利益スル勲カラズト存候  
右事情ヲ具シ申請仕候也

明治四拾壹年貳月

右

主任 中澤源七郎

長野県知事 大山綱昌殿

△資料3 明治十七年ヲ創立トシテ本年二十五年ニ当ル

明治四十一年三月一日真島俱樂部二十五周年紀念會開設ニ付取

調

一 旗身 明治十一年松代町旧松代藩ノ料理役上野三七老人ヲ招シ湯本辰

治方ニ於テ礼式作法ヲ習フ人員湯本辰治中澤貞五郎中澤健治ノ

三人

一 活花 大室ノ関谷金十郎老ヲ招シ湯本辰治方ニ於テ活花茶ノ湯歌等ヲ

一 抹茶 習ヘ始メ后ニ至リ會員追々増加シ湯本辰治中澤貞五郎中澤脾藏

一 歌 中澤豊吉相沢喜代八小林運吉ノ六人トナリ輪番ニ会場ヲ移シ亭

主トナリ

一 寧食社ト称シ會席ノ教示ヲ受ク

一 自進社 明治十七年療ヲ組内ヨリ借り会場ト為シ組内ノ壯年者ヲ觀譜

シテ新聞雜誌ヲ買入又ハ借入供覧ト為シ又貸付法ヲ設ケ自進社

ト名付ケ挿花抹茶ノ會ヲ交ヘタリ當時ノ人員志長中澤脾藏副志

長中澤貞五郎會員中澤源五郎中沢健治湯本元治湯本己代治中澤

与惣右衛門湯本辰治中澤豊吉今井龜吉小林運吉若林福太郎高橋

末吉等ト組内一般本會員タリ

明治期豪農の研究

一 発句 明治十八年元始祭ノ日ヨリ大室中条徳右エ門老ヲ招シテ發句連

句等ヲ始メ又角力ヲ交エ冬ハ毎夜素談會ヲ開ク

一 書画 休日ニハ各月ノ書画創作等ハ毎會々評シ運筆ヲ習フ

一 新聞共覽 北村当之丞氏ノ新聞紙ヲ拝覽セリ又討論會開催ス

一 挿花會 春村祭ノ日吉田倉之助妻ヲ供シ挿花會ヲ催ス

一 組ノ故障 組内ヨリ豊障子等汚損スル主旨ニテ故障申出ニヨリ無抱中

澤貞五郎方ヘ会場ヲ移シ組内壯年一般ヲ會員トナシ

一 真島俱樂部 ト改称シ冬季組内一般少年ノ素談所トシ農休ニハ壯年者ノ集

會スル事トナシ新聞雜誌共読等トス

一 幻燈會 幻燈器ヲ買入レ修身歴史衛生農業畜業等ノ実況ヲ写シ関山光

右エ門(真島學校長)滝沢七郎(本道組會長)義家就郎等ノ諸

氏ヲ屢々招シテ説明ヲ交ヘ又各組ノ求メニ応シテ出張幻画ヲ映

シ公衆ノ參考トナス少ナカラズ

一 品評會 貞五郎畜室ニ農産物品評會ヲ開ク現在真島村第十七回品評會其

ノ初回ナリ

一 稻試作論 貞五郎田ヲ借受ケ稻作種類試作ヲナス現今地方ニ於テ称赞

スル上州早生稻ハ連年試作ノ結果拔種ナリ

一 郡長賞状 試作成績ヲ統覧ニ供シ更級郡長栗屋平一殿ヨリ褒状受ク

一 会場移動 明治二十三年冬ヨリ貞五郎畜室ヘ移シ三十八年与惣右エ

門宅ヘ移ス

一 楽隊 明治三十七年日露戦ニ當リ出征兵士ヲ送迎スル為メ少年音楽隊

ヲ組織シ兵士ノ状行ヲ補ヘ又兵士ノ家屬ヲ慰メ神社ヘ勝運ヲ祈

リ事トナス

一 兵士ヘ文通 出征兵士ノ家屬情況ヲ取調べ兵士ヘ報シテ案慰ヲ勤メト

立教經濟社研究第三九卷三號（一九八六年）

共ニ慰問状ヲ送ル事怠ラス

一石敷 学校通路ノ泥濘ニシテ幼児ノ通学困難ニ依リ有志金ヲ募リテ里道ヘ敷石ヲナシ大ニ便利ヲ与ヘタリ

一基本金高 冬日適々之夜ヲ泊シテ同会繩ヲナヘ売却シテ基本ニ積又ハ農休ニハ堤防ト一ノ雜草ヲ刈リ売却シテ積立テ金ヲ合セテ現在高ニ達シ現今ハ其ノ利子ニ依リ維持シ居ル

〔資料4〕一心報徳社規定（明治四十三年七月）

本社ハ一心講ト称シ明治拾四年春月拾五日：拾參氏ノ創立ニシテ毎月拾五日相会シテ念仏ヲ唱ヒ徳義上ノ談話ヲ為シ勤儉ヨリ得タル余財ヲ貯蓄利積シテ不時ノ変ニ際シ其費用ヲ助成セン事ヲ策リ将来不朽ニ設ケラレタル賜ナルヲ今回社員ノ總會ニ於テ創立者ノ意志擴張ノ為メ左ノ通り改正ス

第一条 一心報徳社ト称シ永世維持存続スルモノトス

第二条 事務所ハ長野県更級郡真島村字中真島組ニ置ク

第三条 事業ノ目的概要左ノ如シ

一 教育勸誘、戊申詔書、奉読并ニ服膺シテ、体育、智育、徳育ヲ養ヒ博愛慈善ヲ行フ事

二 二宮尊徳翁ノ報徳訓ヲ奉統并ニ至誠、勤勞、分度、推譲ヲ実行スル事

三 吉永去信僧正ノ教育ニ習ヘ主上ノ恩、三方ノ恩、父母ノ恩公衆ノ恩ノ四恩ヲ報スル事

四 創立者ノ意志ヲ繼承シテ社員ノ福利増殖ヲ計ル事

五 土台金保護増殖ヲ計リ助成金ノ支出ヲ多クシ被贈者ノ慘苦ヲ輕減スル事

六 土台金ノ利子ニテ助成金支出ニ不足スル時ハ毎月又ハ一時ニ善志金ヲ募ル事

七 社員家族ニ不時ノ変アリタル時ハ助成金ヲ贈与スル事

八 社員ノ農蚕業ノ増進ヲ勸誘シ先祖累代ノ靈牌供養ヲ勤務セシムル事

九 社員ノ勤勞ヨリ生シタル余財ハ蓄積シテ不時ノ用途ニ備ヘセシムル事

十 六十才以上ノ長寿者ヘ座布団ヲ供シ慰安スル事

十一 毎月十五日社員輪番二月並会ヲ開ク事

但シ主催者ノ都合ニヨリ日時ヲ定ムル防ケナキモノトス

十二 不幸ノ際ハ給社員皆一家ト見做シ其家ノ望ニヨリ内外ノ勞役ニ復シ萬般ノ庶務ヲ利弁シテ支障ナカラシムル事

十三 家財不如意ニシテ子弟ヲ就学シ能ワザル者ヘハ応分ノ助成ヲシ義務教育ヲ全カラシムル事

十四 社員ハ相互ニ家庭ノ教師ト心得子弟感化ノ教導ニ勤ムルモノトス

又

十五 他ノ同主意ノ會ト交際シ益々社主ノ擴張ニ勤ムル事

十六 年賦貸付期間貸付一時貸付ヲ為ス事

十七 社員ノ金資保護預リヲ為シ増殖ノ便利ヲ計ル事

事務整理ノ為メ社長名副社長名戸主会ニ於テ選定シ置ク其任期ハ各式ケ年トス

第五条 社長ノ社務（略）第六條 現在ノ備品（略）

第七条 土台金ヲ毎月積立ル時ハ左ノ項ニ拠ル（略）

第八条 社員ノ子弟ニシテ中真島組ニ分家シタル者ハ創立者ト同様ノ社員權利ヲ得ルモノトス

第九条 月並参会者ハ左ノ通り家族交代出席スルモノトス

(一) 六、父会、母会、処女会、老嫗会、翁会、青年会について及び七、(十七略)

十八 参会者ハ時間ヲ励行シテ多クノ遅延ナキ様心掛ケ可キモノトス

第十条 土台金ハ左ノ方法ニ拠リ保殖スルモノトス

一 公債証券、債券、農工銀行株買入 二 定期預金、当座預金 三 年賦返済貸付、期間貸付、入札貸付トス

四 土台金ハ戸主会ノ決議ニ拠リ確實ナル公債証券：買入レ保存スルモノトス

五 現金ニ剰余アル時ハ定期預ケ金当座預金ト為シ保管スルモノトス

第十一条 土台金ノ貸付ハ左ノ法ニ拠ル

一項 社員中ノモノハ八年賦返済法ニテ貸付スルモノトス(詳細規定略)

二項 毎決算期間金資ノ融通ヲ申出タル者貸付ハ左ノ法ニ拠ル(同右)

三項 月々積立貸付ハ左ノ法ニ拠ル(同右)

四項 定期預金当座預金ハ左ノ法ニ拠ル(同右)

第十二条 社員中戸主家族ノ別ナク不時ノ変アリタル時(助成金贈与法略)

第十三条 土台金ノ利子ニテ総支出額ニ不足ヲ生スル時(略)

第十四条 會計ハ左ノ方法ニ拠ル(略)

第十五条 退社ノ時ハ左ノ項ニ拠ル

一 他へ転任シタルモノハ退社員トシテ除名ス復任スル時ハ再ヒ入

社員トスル事得

二 不法行為ヨリ退社ヲ強制シタルモノ又ハ絶家シタルモノハ一時除名シ改心ノ時又ハ其ノ子孫ニ相当ノ名ヲ生シタル時前者ノ跡ヲ継統セシムルモノトス

第十六条 土台金及月積金ハ如何ナル場合ト雖モ割戻シ等ナサズ又一度

助成シタル金ハ取戻シモセザルモノトス  
前条各項協議ノ上社員一同左ニ連署調印ス

中澤春治

中澤貞五郎

中澤角治

中澤与惣右衛門

中澤道治

中澤徳治郎

中澤直衛

中澤清五郎

中澤健治

中澤雪太郎

中澤友吉

須藤清之助

今井浪吉

中澤助作

中澤岩藏

中澤傳次

中澤嘉作

(ただし中澤助作以下は一心講形成以降の分家)